

# 工事仕様書

工事名称	港町公園トイレ更新工事
工事場所	三原市港町一丁目
工事内容	港町公園の既設公衆トイレを解体し、バリアフリー対応の公衆トイレを新設する。

## 【工事概要】

- (1) 既設トイレ(撤去)
  - ・RC造平屋建て、延べ床面積4.52㎡
- (2) 新設トイレ
  - ・木造平屋建て、延べ床面積8.32㎡

準 則	公共建築工事標準仕様書(最新版)、公共建築改修工事標準仕様書(最新版)、建築物解体工事共通仕様書(最新版)に基づき施工する。
-----	--

関係法令等	本工事については、次の関係法令その他の規定等に基づき施工すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・建築基準法、同施行令、同施行規則</li><li>・消防法、同施行令、同施行規則</li><li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則</li><li>・労働安全衛生法、同法施行令、労働安全衛生規則</li><li>・建設工事公衆災害防止対策要綱</li><li>・石綿障害予防規則</li><li>・大気汚染防止法、振動規制法及び土壌汚染対策法</li><li>・建設工事に係る再資源化等に関する法律、同法施行令、同法施行規則</li><li>・その他関係法令</li></ul>
-------	--

工事保険等	受注者は、本工事において第三者に与えた損害を補填する保険又はその他必要とする建設工事に関連する保険等に加入しなければならない。
-------	---

疑義変更	本設計図書は、設計の概要を示すものであり、詳細部等について技術的必要事項は明記なくとも完全に施工すること。 施工に際して疑義を生じた場合、または軽微な変更を必要とする場合には、速やかに監理者と協議し、監督員の指示により施工すること。ただし、これらに於いて受注金額の増減はなきものとする。
------	--

提出書類	施工に先立ち、工事工程表、仮設計画図及び監督員の指示する書類を提出し、監督員の承認を受けること。商品名及び製造者名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督員の承諾を受けるものとする。また、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出して監督員の承諾を受けるものとする。
------	--

工 期	本工事は請負契約締結の後、令和6年3月25日をもって工期とする。このうち検査期間として13日間を見込んでいる。
-----	---

## 留意事項

- ・本工事は公園を利用しながらの施工を想定している。よって、公園利用者等へ工事の影響を最小限とするよう、騒音、振動及び粉塵等の対策に最大限配慮した施工方法を採用すること。
- ・本工事は、近隣住民等の安全はもとより、丁寧な説明と施工により、関係者の理解と協力を得ながら実施すること。
- ・入札に先立ち現地調査を十分に行ない、質疑がある場合は入札前に確認すること。
- ・行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- ・工事中に粉塵の発生が予想される工種については、周辺の環境対策のため散水を確実に行うこと。
- ・工事期間中は付近の交通の安全を図ると共に、必要な場合には交通誘導員を配置し事故及び危険防止に努めること。
- ・周辺道路の保全及び清掃については、常に注意を払い定期的に清掃を行うこと。
- ・工事車両等により周辺の道路を汚した場合は、清掃を行うこと。
- ・工事に支障を及ぼす雨水及び湧水等の排水については、ノッチタンクにより汚泥等の処理を行ったうえ、適切に排水すること。
- ・第三者災害防止及び飛散防止対策のため、必要に応じて監督員の指示する範囲に、バリケード等を設置すること。また、苦情等発生した場合にはこれに対応すること。
- ・台風等の強風が見込まれる場合、事前に足場等の養生シートを折りたたむなど対策を施すこと。
- ・工事に係る電気、水道及び下水道料金等は受注者の負担とする。
- ・施工面積(外構工事含む)が3,000㎡以上の場合、土壌汚染対策法第4条第1項に規定する届け出を工事着手30日前までに所轄官庁へ提出すること。
- ・石綿含有建材の調査について、工事着手前までに書面及び目視調査を、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者、またはこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者が行うこと。
- ・また、含有建材の調査結果を工事着手前までに発注者に対し説明を行うこと。
- ・廃石綿等が発見された場合は、建築物解体工事共通仕様書のアスベスト含有建材の除去等に基づき、適切に除去を行うこと。
- ・その他石綿の飛散防止等については、改正大気汚染防止法及び施行令(令和3年4月1日施行)に基づくこと。
- ・官公署その他への手続きは受注者の負担で遅滞なく行うこと。
- ・施工箇所周囲の備品、機器等については、養生及び清掃等を確実に行うこと。
- ・図面に明示されていない事項であっても、工事上必要とされる事は工事範囲とする。
- ・工事に伴い各種申請手数料等が発生した場合は受注者の負担とする。
- ・配筋検査は、受注者による自主検査を行ったうえ、監理者及び監督員による検査を受検すること。なお、これらの検査は、種類、径及び数量については全数検査を行うこと。
- ・本工事の外注資材、労務等の調達については、極力、三原市内に主たる営業所を有する業者に発注すること。困難な場合は、あらかじめ、理由を添えて発注者の承認を受けること。

# 港町公園トイレ更新工事

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A-00	タイトル、図面リスト		A-25	展開図(4)	1/30
A-01	建築工事特記仕様書(1)		A-26	(外構)(更新前・後)配置図	1/100
A-02	建築工事特記仕様書(2)		A-27	(外構)水飲 詳細図	1/15
A-03	建築工事特記仕様書(構造関係)		A-28	(外構)詳細図	1/10
A-04	解体工事特記仕様書		A-29	(解体建物)既設便所 平面図、立面図	1/50
A-05	付近見取図		A-30	仮設計画図(参考図)	1/200
A-06	(更新前)配置図	1/100			
A-07	配置図、断面図	1/100			
A-08	丈量図、求積図、求積表	1/100 1/50			
A-09	建築概要、仕上				
A-10	平面図	1/30	E-01	電気設備工事特記仕様書	
A-11	屋根伏図	1/30	E-02	(電気設備)配置図	1/100
A-12	立面図	1/50	E-03	(電気設備)平面図、詳細図	1/30
A-13	矩計図	1/20			
A-14	壁量計算と壁のつりあい良い配置のチェック	1/100			
A-15	接合部計算表、柱・壁伏図	1/100	M-01	機械設備工事特記仕様書(一般共通事項)	
A-16	基礎伏図、断面詳細図、コンクリート舗装詳細図	1/30	M-02	(機械設備)配置図	1/100
A-17	床・土台伏図	1/30	M-03	(機械設備)平面図	1/30
A-18	小屋伏図	1/30	M-04	(機械設備)勾配図、柵リスト	
A-19	軸組図(X1・X2通り)	1/30			
A-20	軸組図(X3通り)	1/30			
A-21	軸組図(Y1・Y2通り)	1/30			
A-22	展開図(1)	1/30			
A-23	展開図(2)	1/30			
A-24	展開図(3)	1/30			

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO. A 00	図面縮小率 A-3: 100% A-4: 71%
			CH.	CH.	DR.	港町公園トイレ更新工事		
						タイトル、図面リスト		

I. 工事概要		仕様書		1 一般共通事項	5 環境への配慮 <1. 4. 1>	化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする 1) 合板、本質系フローリング、構造用パネル、集成材、単層積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、繊維材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する 2) 接着剤及び塗料にトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する 3) 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジブチルエステル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする ホルムアルデヒド放散量 規制対象外 ①建築基準法施行令第20条の第7項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ホルムアルデヒド放散量 第三種 ①建築基準法施行令第20条の第7項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ②建築基準法施行令第20条の第7項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 国等による環境物品等の流通の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づき制定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面記載の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に調達するよう努めらるものとする	1 一般共通事項	9 工事写真等	④分析 測定対象化学物質を採取したパップ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する ⑤その他 監督員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること ⑥木材の防霉・防蟻処理剤は、クワドリホス、ダインジソン及びフェノプロカルブを含有しない薬剤とし、加圧式防霉・防蟻処理等は現場で行い十分乾燥させた後現場に投入する ⑦保温材、断熱材、繊維材については、ホルムアルデヒドを含有しないか発散が極めて少ないF☆☆☆☆等級のものとする ⑧塗料、壁紙、仕上塗材、合板、接着剤等で室内に面するものについては、ホルムアルデヒドを含有しないか、発散が極めて少ないF☆☆☆☆等級のものとする ⑨室内に面して用いる材料は、上記2)～4)に適合した上で、揮発性有機化合物の発散が無い若しくは極めて少ないものを選択するように努め、1)の規定を満たすこと 下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の撮影は国土交通省大臣官房官庁業務部制定の「常務工務課撮影要領」によるものとする (1) 工事写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真(カラー・サービス版)を期間別工事工程報告書に添付するものとする (2) 工事中写真 水中又は地下に埋設される部分、その他完成後外部から検査・確認する事が出来なくなる部分、及びその他の監督職員が指示する箇所は、A4版写真台帳にまとめて完成検査日までに提出するものとする。提出部数：1部 (3) 完成写真 【撮影所】建物外観各方向、主要箇所、主要室内その他監督職員が指示する箇所 【規格・提出部数】※A4版クリアファイル 部・A4版写真台帳 部 【完成写真の撮影業者】・監督職員の承諾する撮影業者 (4) その他の写真 隣接建築物等に隣接のおそれがある場合は、施工前・施工中の写真(カラー・キャビネット)を監督職員の指示により提出するものとする (5) 保管 工事写真のネガ・データは、受注者において工事完成後2年間保管すること ※提出を要する 完成図書：1部 竣工図の種類(※全て、 ) 作成方法 CAD(CADデータの提出(※要・不要)) 原図・※普通紙・不要 竣工図 二つ折製本(・A1版 部・A2版 部・A3版 部) 竣工図は原則として図面に修正を行い、施工図・保全に関する資料に必要なもの提出は監督職員の指示による なお、1.2 電子納品が対象工事である場合は、加えて電子成果品を2部提出すること ・型式台帳 型式台帳は、監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材、機器を記入し提出すること。 ※電子納品対象工事とする 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終結果を電子データで納品すること」をいう。ここでいう電子データとは、「常務工務課電子納品要領(以下、要領という)」に基づいて作成されたものを指す 成果品については、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で提出する。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施したうえで提出すること (1) 本工事は、受注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること (2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする 広島県工事中情報共有システム( <a href="http://chotatusu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html">http://chotatusu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html</a> ) (3) 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という)との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする (4) 受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあつた際の評価を行うためのアンケート等が求められた場合、協力しなければならない 提出した施工図及び施工計画書の著作権は当該建物に限る使用権は、受注者に移譲するものとする (施工範囲) ※指示した鉄筋コンクリート部の貫通切 ※指示した壁、天井の仕上げ材、下地材切り込み及び下地補強 ※自動閉鎖装置設置箇所の切り込み及び補強 ・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合は、労働安全衛生法第30条第2項に基づき、当該工事について、同条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事現場代理人を指名する ・労働安全衛生法第15条に基づき「鉄骨安全衛生責任者を選任したときは、本契約後直ちに「鉄骨安全衛生責任者選任届出書」(任意様式)を提出すること	2 仮設工事	1 足場等 <2. 2. 4> 外部足場：くさび式手摺先行足場を想定 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、岡ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における20(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 <2. 3. 1> ※ 設ける ・ 設けない 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による	2 監督職員事務所等	3 工事用水	4 工事用電力	5 仮囲い等の安全施設	6 工事現場の表示	7 交通誘導員	8 快適トイレモデル工事	3 土・地・業・基礎工事	4 木造工事	5 軸組構法(壁構造系)工事	6 軸組構法(軸構造系)工事	7 特組壁工法工事	8 CLTパネル工法工事	9 丸太組構法工事	【3は建築工事特記仕様書を流用する】 4～9は特記仕様書(構造関係)による							
8. 公衆災害防止措置	(1) 工事に際し工事関係者以外の第三者の生命・身体及び財産の危害並びに迷惑を防止するために必要な措置を執ること。 (2) 上記について、「建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日付け建設事務次官通達)」に基づき実施すること。	6 材料の品質等 <1. 4. 2>	材料・部材等の品質及び性能 1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする 2) 本工事に使用する材料のうち、3)に指定する材料の製造業者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとし、その証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し)を監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない (1) 品質及び性能に関する試験データが整備していること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行っていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整っていること 3) 製造業者等に關する資料の提出を定める材料 床型用鋼製デッキプレート オーバーヘッドドア 鉄骨柱下無収縮モルタル 防水剤 無収縮グラウト材 現場発泡断熱材 乾式保護材 フリーアクセスフロア 既成鋼合モルタル 可動間仕切 ルーフドレン 移動間仕切 電気配線材 トイレボックス 鋸前壁 煙突用成形ライオン材 クローザ類 突弁用開口 自動閉鎖機構 床品開口 閉鎖式吊り引戸機構 グレーチング 重量シャッター 壁上げシステム 軽量シャッター トップライト 既設埋込目地材 ポリマーセメントモルタル 植栽舗装材	10 完成時の提出図書 <1. 7. 1-3>	11 電子納品	12 工事中情報共有システム	13 施工図及び施工計画書 <1. 7. 2>	14 設備工事との取り合い	15 施工中の安全確保	16 工程報告	17 保証書	10 木造工事	1 材料 <10. 2. 2>・<10. 2. 3>・<10. 2. 4> 本工事に使用する木材は、使用材料表9による 本工事に使用する合板等は、使用材料表10による ・ 釘 ・ JIS A 5508 材質( ) ・ JIS A 5508に規定されているもの以外の釘 材質( ) ・ 造作化粧面の釘打ち ※ 隠し釘打ち ・ 釘隠埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘隠現し ・ 木ねじ ・ JIS B 1112又は JIS B 1135 材質 ※ステンレス ・ JIS B 1112又は JIS B 1135に規定されているもの以外の木ねじ 材質( ) <10. 1. 3>・<10. 1. 1>・<10. 1. 2> ・ 見え掛り面の表面の仕上げの程度 製材 ・ 機械加工(・ A種 ・ B種 ・ C種) ・ 手加工 ※ 内部造作材、外部造作材はH-B種、下地材はH-C種 ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種 ・ 造作集成材 ・ 機械加工(・ A種 ・ B種 ・ C種)	2 表面の仕上げ <10. 1. 3>・<10. 1. 1>・<10. 1. 2> ・ 見え掛り面の表面の仕上げの程度 製材 ・ 機械加工(・ A種 ・ B種 ・ C種) ・ 手加工 ※ 内部造作材、外部造作材はH-B種、下地材はH-C種 ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種 ・ 造作集成材 ・ 機械加工(・ A種 ・ B種 ・ C種)	3 木材の耐水性処理 <10. 3. 1>・(18. 13. 2) 屋外に使用する仕上げ木材 ・ 木材保護塗料塗り 施工箇所 ・ 図示 種別 ・ A種 ・ B種	4 木材の防虫処理 <10. 3. 2> 施工箇所 ・ 図示 処理方法 ・ 図示	5 外壁通気構法下地 <10. 8. 2> 積雪地域の場合の地床補強	6 和室の造作 <10. 10. 1> 柱 ・ 貫刺不要の処理															
9. 現状復旧 工事に際し隣接建築物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。	10. 主要資材 (1) この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部(主体的部分を除く)を第三者に請負わせるものとする場合は、原則として三原市内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。 (2) 主要資材を購入しようとする場合は、権力三原市内に営業所・本店を有する業者に発注するものとし、予め購入先の名称・所在地及び資材名等を発注者に通知するものとする。 (3) 当該工事に使用する砂については、海砂(県外産を含む)を使用しないこと。	7 技能士 <1. 5. 2>	工事項目	技能検定職種	とび作業	技能検定作業	仮設工事	とび			0 法規制	1 敷地の位置 <1. 1. 1> ○都市計画区域内(C新街区区域・市街化区域) ・都市計画区域外用途地域( ) 防火地域 ・ 防火 ・ 準防火 ○指定無し その他の区域、地域、地区、街区( )	1 適用基準等 <1. 1. 4> ※建築工事標準詳細図(最新版) 国土交通省大臣官房官庁業務部監修(以下「標準詳細図」という) ※建設工事公衆災害防止対策要綱 ※建設副産物適正処理実施要領(広島県土木局制定) ※建築工事安全衛生技術指針 ※再生資源利用促進実施要領(広島県土木局制定) ※炭素木材の利用の促進に関する指針 図面、本特記仕様書、標準仕様書及び改修仕様書に記載のない事項は次による。 ・ 建築物解体工事共通仕様書 平令和4年版 国土交通省大臣官房官庁業務部 受注者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合は、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。	18 中間技術検査 <1. 6. 2>	19 石綿含有成形板の処理等	20 設計GL	21 耐荷重及び耐外力	22 検査記録	1 法規制 <1. 3. 3> <1. 3. 8>	1 一般共通事項 <1. 1. 4> <1. 3. 3> <1. 3. 8>	2 工事実績情報の登録 <1. 1. 4> <1. 3. 3> <1. 3. 8>	3 電気保安技術者 <1. 3. 3>	4 養生材の処理等 <1. 3. 8>	8 化学物質の濃度測定 <1. 5. 9>	1) 図示した室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する パップ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する ②5時間閉鎖 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ ②の状態のまま測定する ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間等で測定する ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする	1) 図示した室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する パップ型採取機器を用いて測定を行う場合には、次の要領で測定及び分析を行う ①30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する ②5時間閉鎖 ①の後、測定対象室すべての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする ③測定 イ ②の状態のまま測定する ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。なお、8時間測定の場合は、午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間等で測定する ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする	2) 本工事で発生した建設廃棄物は、広島県(環境県民局)及び保健所設置政令市等(広島市、呉市、福山市)が廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設(許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準を満たした適正な施設)で処理すること。ただし、建設廃棄物が破砕等(選別を含む)により有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理すること。(原則、県内処分) 2) 本工事における再生資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前記(1)に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入れ費(平日の受入れ費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き、再生資源化に要する費用(単価)は変更しない。 3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので適正に処理すること。なお、広島県産業廃棄物埋立税は見込んでいる。	20 設計GL	21 耐荷重及び耐外力	22 検査記録	20 設計GL ※図示による ・ ( )	21 耐荷重及び耐外力 外壁ALCパネル工事、外壁押出成形セメント板工事、合成高分子フルーフィングシート防水工事(機械的固定工法)、外壁石取付け(乾式工法)工事、屋根骨組み(長尺金属板、折板、粘土瓦)工事、アルミニウム製瓦工事、ガラスブロック組み工事において、施工計画書により工法を定める際の、建築基準法に基づき定まる風圧力算定のための風速(V0)、区分等は次のとおりとする 基準風速 V0 = 32 m/s 地表面粗度区分 ・ I ・ II ・ III ・ IV 積雪区分 建設省告示第1465号 別表( )	22 検査記録 杭地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事については、次の内容を記載した検査記録を整備すること * 工事完了通知書第4面及び照会方法が確実に行われていることを証明する書類(ICBA(建築行政センター)の「構造審査・検査の運用解説」第5章資料に示す「施工状況報告書等」に記載する内容)
特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17 (1) 0497号		2023. 08.		港町公園トイレ更新工事		NO. A	図面縮小率																								
		岡田建築設計事務所		CH.	CH.	DR.	NAME	01	A-3 : 100%																								
		一級建築士 第102449号 岡田文夫				建築工事特記仕様書(1)			A-4 : 71%																								

1 1 防水工事	FRP系塗膜防水	ルーフドレン ・FRP系塗膜防水用ルーフドレン 鋳鉄製 ・オーバーフロー管 つば付き 製造所の指定する製品 ・下地合板の上の防火板 種類 ( ケイ酸カルシウム板 ) 厚さ ( 10mm ) 防水層平場の勾配 1/100以上 水張り試験 行う	<11.2.2、4>	4 粘土瓦	種類 形状による区分 製法による区分 寸法による区分 軒瓦 そで瓦 のし瓦 瓦 半瓦 雪止め瓦 墨瓦 口瓦 大さき 産地等	<14.5.2.3>	2 0 断熱材等	ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 規制対象外	<20.1.2-4>	2 窯業系 サイディング工事	サイディング材	<20.3.2>
	2 シーリング	シーリング材の種類 (記号)	<11.3.2> <表11.3.1> <11.3.3>		種類 材質等 径及び長さ	分類 材料名 規格番号 厚さ又は使用量		サイディング材 種類 形状 巻き長さ 厚さ 表面仕上げ 耐凍害性能 防火 耐火性能				
3 防水テープ	防水テープ	両面粘着防水テープの幅 50mm以上	<11.4.2>	種類 材質等 形状、寸法及び留付け方法	分類 材料名 規格番号 厚さ又は使用量	3 複合金属 サイディング工事	サイディング材	<20.3.3>				
4 バルコニー手すり	バルコニー手すりの工法 木造標準仕様書11.4.3(7) - までによる固定方法 ・ 図示		<11.4.3>	種類 材質等 径及び長さ	分類 材料名 規格番号 厚さ又は使用量	4 ALCパネル (溝形パネル)工事	溝形パネル	<20.4.2.3>				
5 ケイ酸質系塗布防水	防水層の種類 種類 施工箇所 種別 施工箇所		<11.5.1>(9.6.1、3) (表9.6.1、2)	種類 寸法(mm) 役物 着色(色調) 備考	分類 材料名 規格番号 厚さ又は使用量	2 1 排水 工事	排水工事					
1 2 石工事	【建築工事特記仕様書を流用する】			工法 1章 適用区分による風圧力の ( ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3 ) 倍の風圧力に対応した工法 雪止め ・ 設置する ( 図示 )	分類 材料名 規格番号 厚さ又は使用量	2 2 舗装 工事	舗装工事					
1 4 屋根及び 下り工事	1 材料 2 金属板	下置材料 改質アスファルトルーフィング下置材(一般タイプ) ・ アスファルトルーフィング940 改質アスファルトルーフィングの積雪寒冷対策 行う	<14.2.2>	工法 1章 適用区分による風圧力の ( ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3 ) 倍の風圧力に対応した工法 軒先、くらはば等に曲面を設ける場合 半径500mm以上 雪止め ・ 設置する ( 図示 )	分類 材料名 規格番号 厚さ又は使用量	2 3 植栽 工事	植栽工事					
	板及びコイル の種類	塗膜の耐久性、めっき付 着量等の種類及び記号	厚さ (mm)	屋根形式	固定釘等の材質							
	JIS G 3322の 屋根用コイル			平葺(一文字葺) ・ 心木あり瓦葺 ・ 心木なし瓦葺 ・ 横葺 ・ 立平葺	メッキ釘							
	心木の防湿・防蟻処理方法 ( )											
	平葺(一文字葺)の工法 はげの作り方 図示											
	心木あり瓦葺の工法 銅板以外の板による屋根一般部分の工法 溝板及びキャップの留付け方法 木造標準仕様書14.3.5(3)(7)(c)による											
	瓦葺の間隔 図示											
	銅板による屋根一般部分の工法 瓦葺の間隔 図示											
	心木なし瓦葺の工法 屋根の流れ方向に並行な壁との取合い部 ・ 雨押えを付ける場合 木造標準仕様書14.3.6(4)(a)による ・ 雨押えを用いない場合 木造標準仕様書14.3.6(4)(b)による											
	工法 吊子、各部の釘の留付け間隔 図示 1章 15 適用区分による風圧力の ( ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3 ) 倍の風圧力に対応した工法 雪止め ・ 設置する ( 施工箇所 図示 )											
3 折板	施工 箇所	形式	山高、山ピッチ による区分	耐力による 区分	材料による 区分	厚さ (mm)	軒先 面戸板	耐火 性能				
		・ 重ね形 ・ はげ鉋め形	山高   山ピッチ	( )種	鋼板製 ・ アルミニウ ム合金板製		・ 有り ・ 無し	・ 30分 ・ 無し				
	材料	板及びコイルの種類 ( )										
		塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号 ( )										
	断熱材張り ・ 行う (断熱材の種類: 厚さ(mm): 耐火性能: 時間) ・ 行わない											
	タイトフレームを留め付ける下地材	材質	形状	寸法								
	工法 1章 適用区分による風圧力の ( ・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3 ) 倍の風圧力に対応した工法 耐震性能に対応した工法 ・ 適用する ・ 適用しない											
特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 岡田建築設計事務所 一級建築士 第102449号 岡田文夫			JOB NO.	DATE 2023.08.	SCALE	TITLE 港町公園トイレ更新工事	NO. A 02	図面縮小率 A-3: 100% A-4: 71%		

一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号  
**岡田建築設計事務所**  
 一級建築士 第102449号 岡田文夫

JOB NO. CH. CH. DR.  
 DATE 2023.08.  
 SCALE

TITLE 港町公園トイレ更新工事  
 NAME 建築工事特記仕様書(2)

NO. A 02  
 図面縮小率  
 A-3: 100%  
 A-4: 71%







建設地  
三原市港町一丁目648の一部.663-2の一部



出典  
国土地理院図を一部編集

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録22(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率 A-3 : 100% A-4 : 71%
			CH.	CH.		DR.		

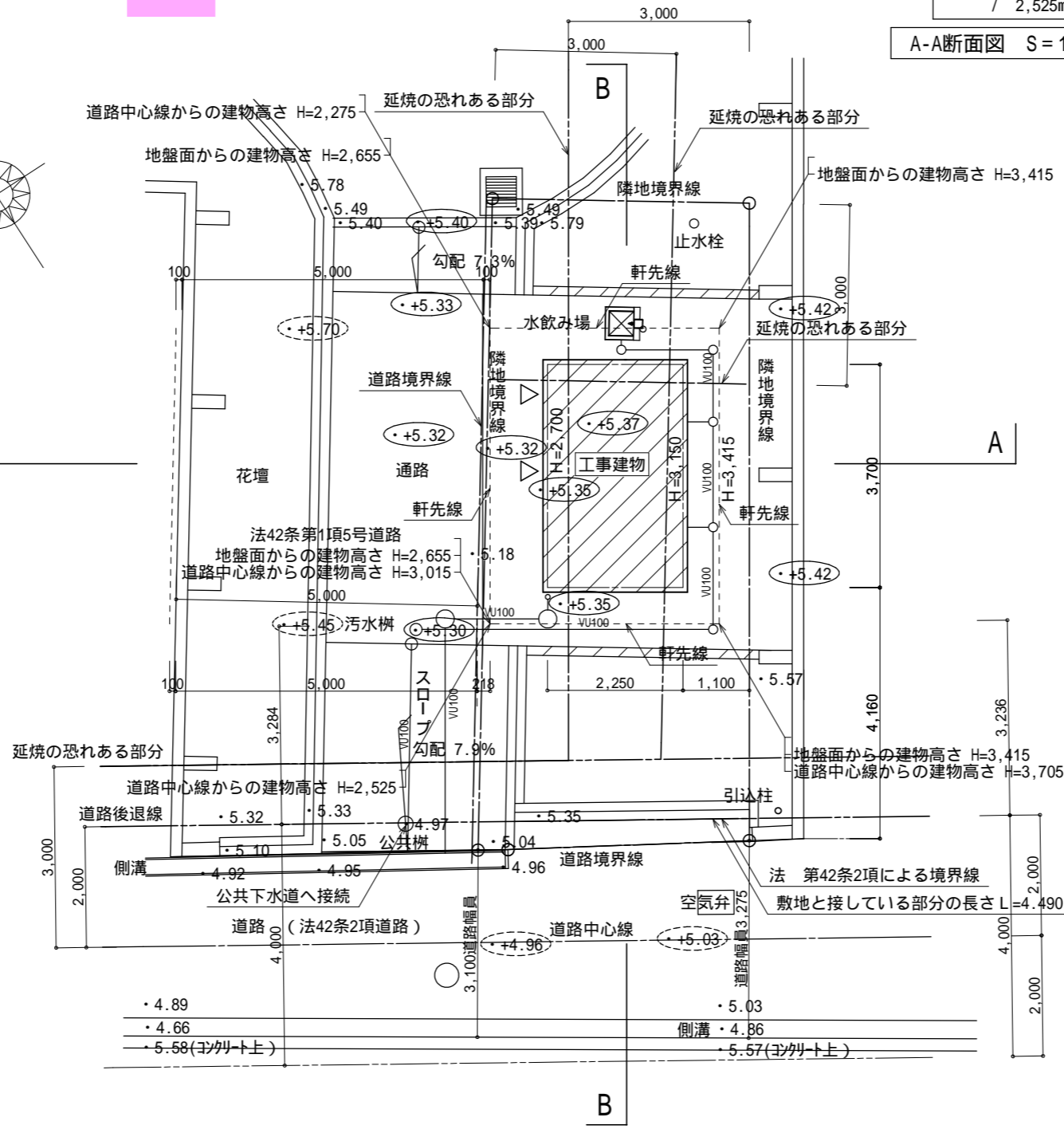
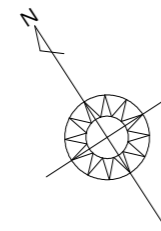




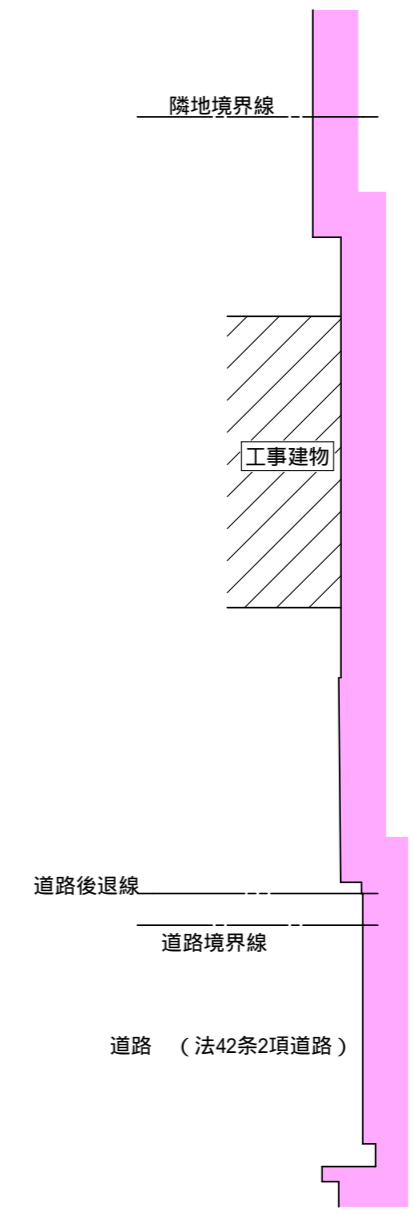
[隣地斜線制限]は最高の高さH=3,415mm 31,000mm (OK)

チェック点/建物の高さ	算定式：許容高さ
/ 3,705mm	[道路斜線] $1.5 \times (3,236 + 4,000 + 3,236) = 15,708\text{mm} > 3,705\text{mm}$ (OK)
/ 3,015mm	[道路斜線] $1.5 \times (3,236 + 4,000 + 3,236) = 15,708\text{mm} > 3,015\text{mm}$ (OK)
チェック点/建物の高さ	算定式：許容高さ
/ 2,275mm	[道路斜線] $1.5 \times (100 + 5,000 + 100) = 7,800\text{mm} > 2,275\text{mm}$ (OK)
/ 2,525mm	[道路斜線] $1.5 \times (100 + 5,000 + 100) = 7,800\text{mm} > 2,525\text{mm}$ (OK)

A-A断面図 S=1/100



B-B断面図 S=1/100



- 凡例**
- (+0.60) 計画地盤高を示す
  - 5.00 現況地盤高を示す
  - 5.32 = 設計GL±0

配置図 S=1/100

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録22(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO. DATE 2023.08.	SCALE 1/100	TITLE 港町公園トイレ更新工事 NAME 配置図、断面図	NO. A 07	図面縮小率 A-3: 100% A-4: 71%
------	------	---	-----------------------------	----------------	---	----------------	--------------------------------



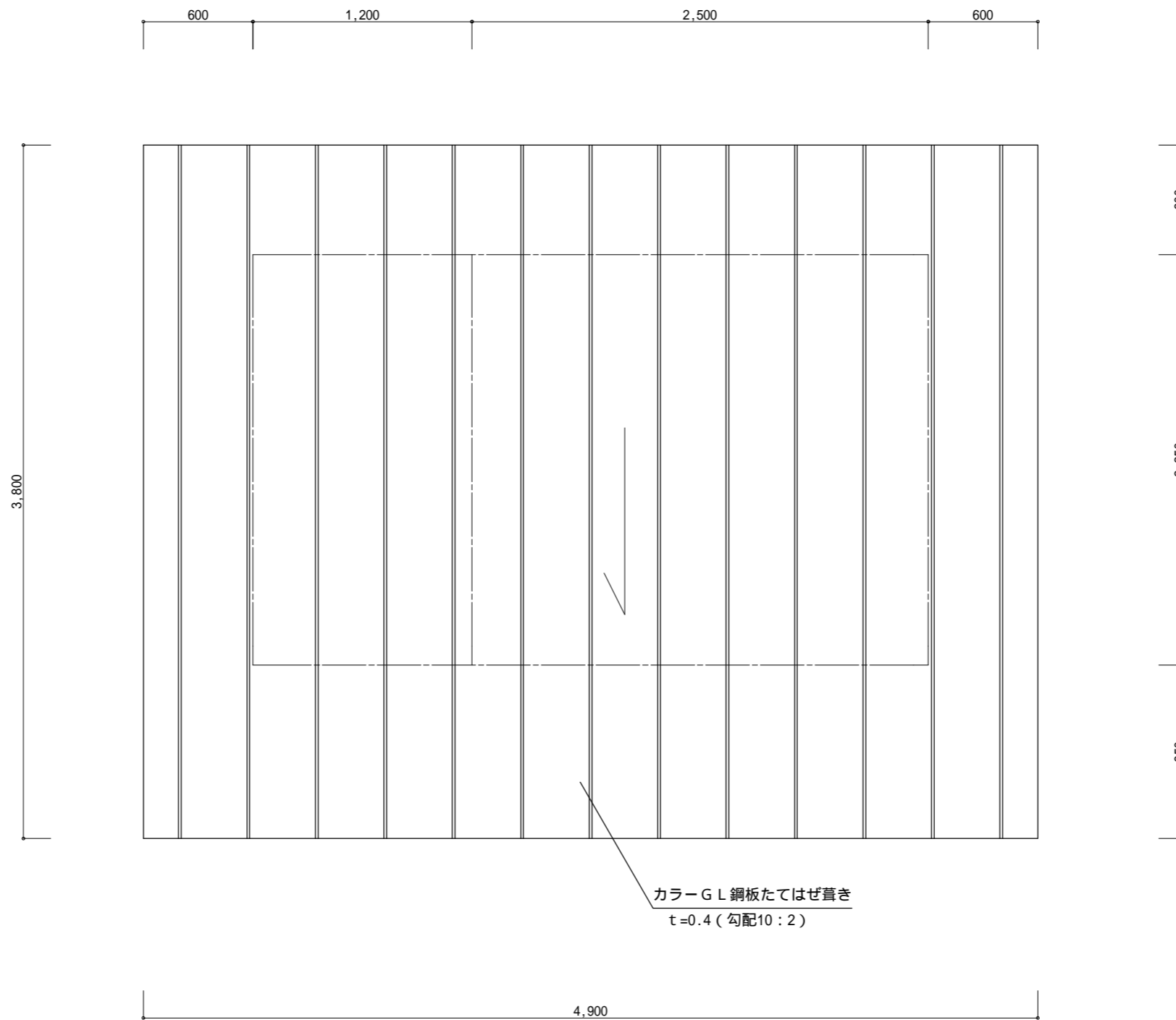
建築概要、仕上

工事名称	港町公園トイレ更新工事				
工事場所	三原市港町一丁目				
構造	木造在来軸組工法				
階数	平屋建て				
最高高さ	3.415m				
軒高さ	3.150m				
床面積	建築面積	8.32㎡			
	1階床面積	8.32㎡			
	延床面積	8.32㎡			
内部仕上	室名	床	壁	天井	備考
	多目的便所・男子用便所 磁器質タイル300角 桧羽目板内装用12mm 軒天塗装品打上ア12mm (グラヴィナ LIXIL同等品) 耐水合板 t = 12張り PB t = 9.5下地 腰-磁器質モザイクタイル145×16 F L+1200 (ルンゴ LIXIL同等品) ステンレスレチング ガラスタイプ 25-15				
その他設備	ピクトサイン (平付型) 200×200 (ステンレス) S K -621 S S -2F ×3				
	パトランプ				
構造材	柱	桧	105×105		
	梁、桁	米松	105×105～150		
	土台	防腐防蟻処理土台	105×105		
	火打梁	米松	90×90		
	母屋、垂木	"	105×120	40×60	
		金物-亜鉛メッキ処理	主要構造材防腐処理 G L +1500外周		

1	基礎	RCベタ基礎 打放し			
2	屋根	カラーGL鋼板縦ハゼ葺 0.4mm 改質アスファルトルーフィング 下地構造用合板ア12mm			
		メーカー	表示	型	色
3	外壁工事	破風	破風 (ケイカル押出成形板)	17×150	木目調
		軒裏	防火サイディング貼ア14mm	木目調塗装品	
		外壁	防火サイディング横貼ア16mm 金具止め 構造用合板ア9mm 防火認定番号PC030BE-9201	木目調塗装品 防腐防蟻処理 (GL+1.500外周)	
4	多目的入口ドア	YKK (同等品)	アルミハンガー引戸 2260×2000 額縁-SUS製	引き棒、引き戸クローザー、引戸錠 (表示錠: 内部サムターン 外部シリンダー錠) 換気ガラリ (防虫網付)	
	掃除具入れドア	YKK (同等品)	アルミ片開き框戸 600×2000 アルミパネル	モノロックシリンダー錠、DC	
5	サッシ	YKK (同等品)	FIX窓 640×570	型ガラス4mm	(額縁木製)
6	ポーチ		コンクリ	ト金コテ	
7	樋		軒樋 角・110(PC50) (落ち葉止め共) 縦樋 丸・60		
8	多目的設備	LIXIL (同等品)	車いす対応防露便器	BC-220SK	ピュアホワイト
			タンクセット (手洗無・前ハンドル)	DT-K250ML	
			スローダウン機構付き普通便座	CF-49AT	
			紙巻器 (鍵付き)	YH121MK (TOTO同等品)	
			多用途手摺 (L型樹脂被覆タイプ)	KF-923AE70	
			六角コーチネジ 6×50 (4本セット)	KF-D25	
はね上げ式手摺 (樹脂被覆タイプ・ロック付)	KF-471EH70				
ハンガーボルトセット (4本入り)	KF-D21				
車いす対応洗面器・レバーハンドル	LF-3VK, LF-97PA, KF30DN	ピュアホワイト			
アングル型止水栓	L-365APR・LF503 SF-10E				
			プッシュワンウェイ式壁排水Pトラップ	LF-97PA	
			木ネジ・バックハンガー (2本組)	KF-30DN・SF-10E	
			防錆化粧鏡 (盗難防止タイプ)	KF4560A	
9		カクダイ (同等品)	共用カップリング付き横水栓 (かぎ式)	7031J-13	
10	男子便所	LIXIL (同等品)	トラップ着脱式大型ストール小便器 (床排水)	U321RM	
			フラッシュバルブ	UF-3JT	
			小便器用手摺	KF-701SJ	
			手洗い器	L-A74HC	
			鏡 (防錆タイプ)	KF-3545A	
11		カクダイ (同等品)	共用カップリング付き横水栓 (かぎ式)	7031J-13	
汚水処理		公共下水道			

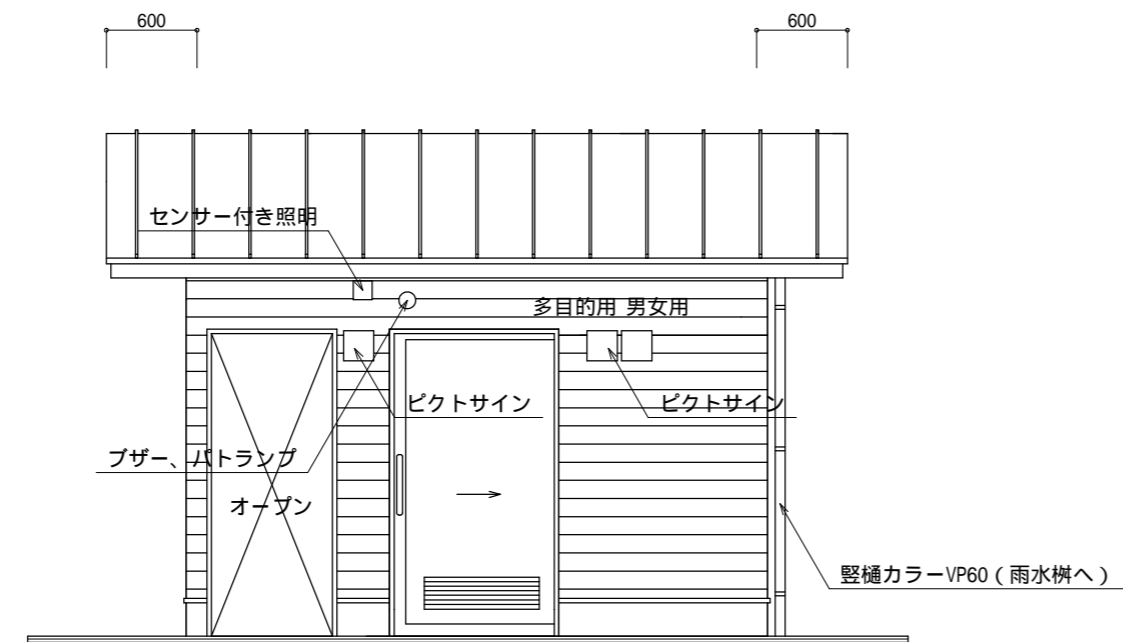
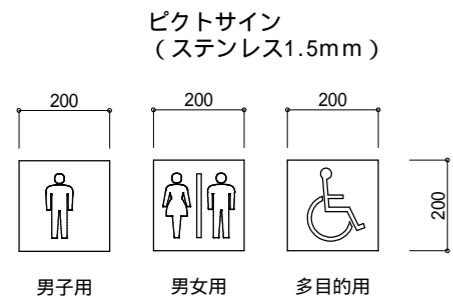
特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率 A-3: 100% A-4: 71%
			CH.	CH.		DR.		
						建築概要、仕上		



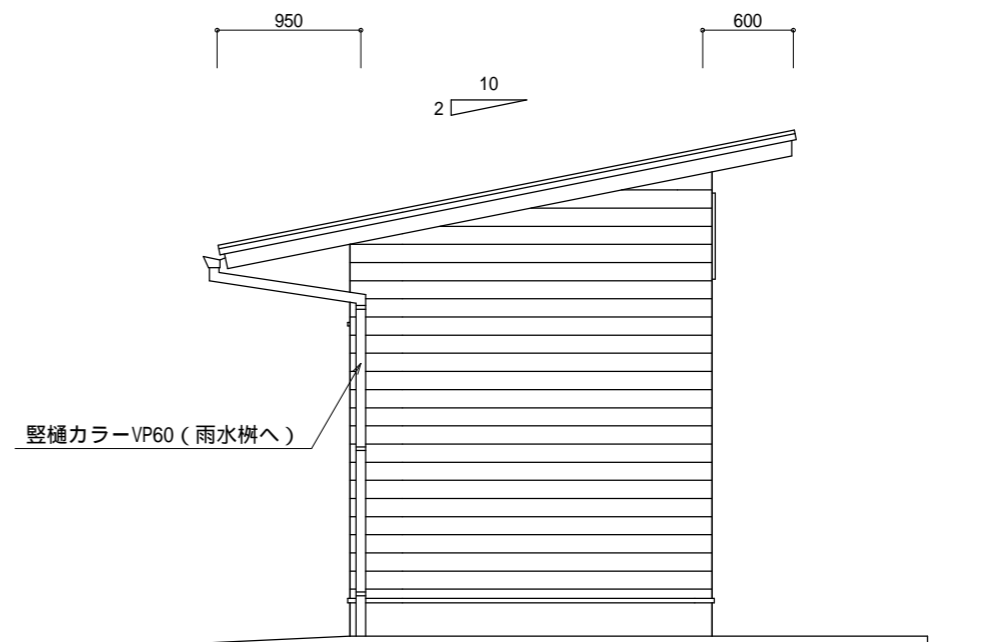


屋根伏図 S=1/30

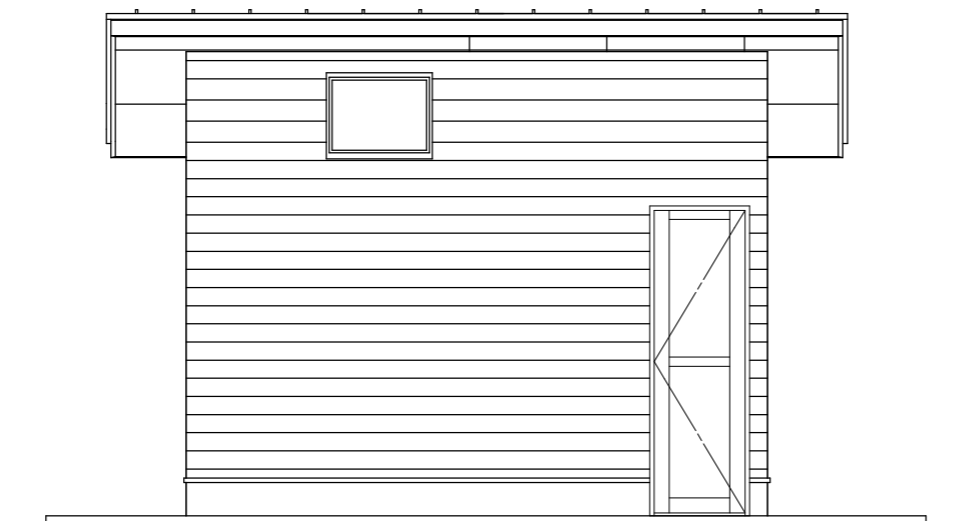
特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率					
			CH.	CH.					DR.	1/30	港町公園トイレ更新工事	A	A-3 : 100%
									屋根伏図				11



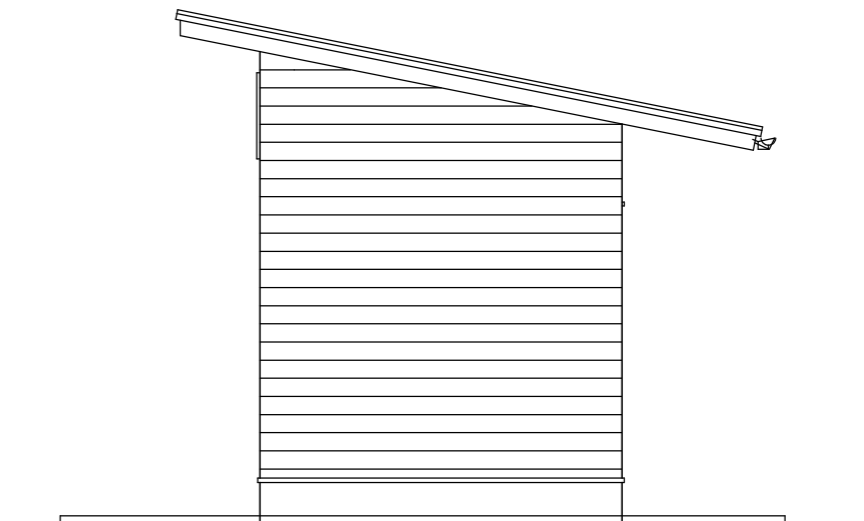
西側立面図



南側立面図



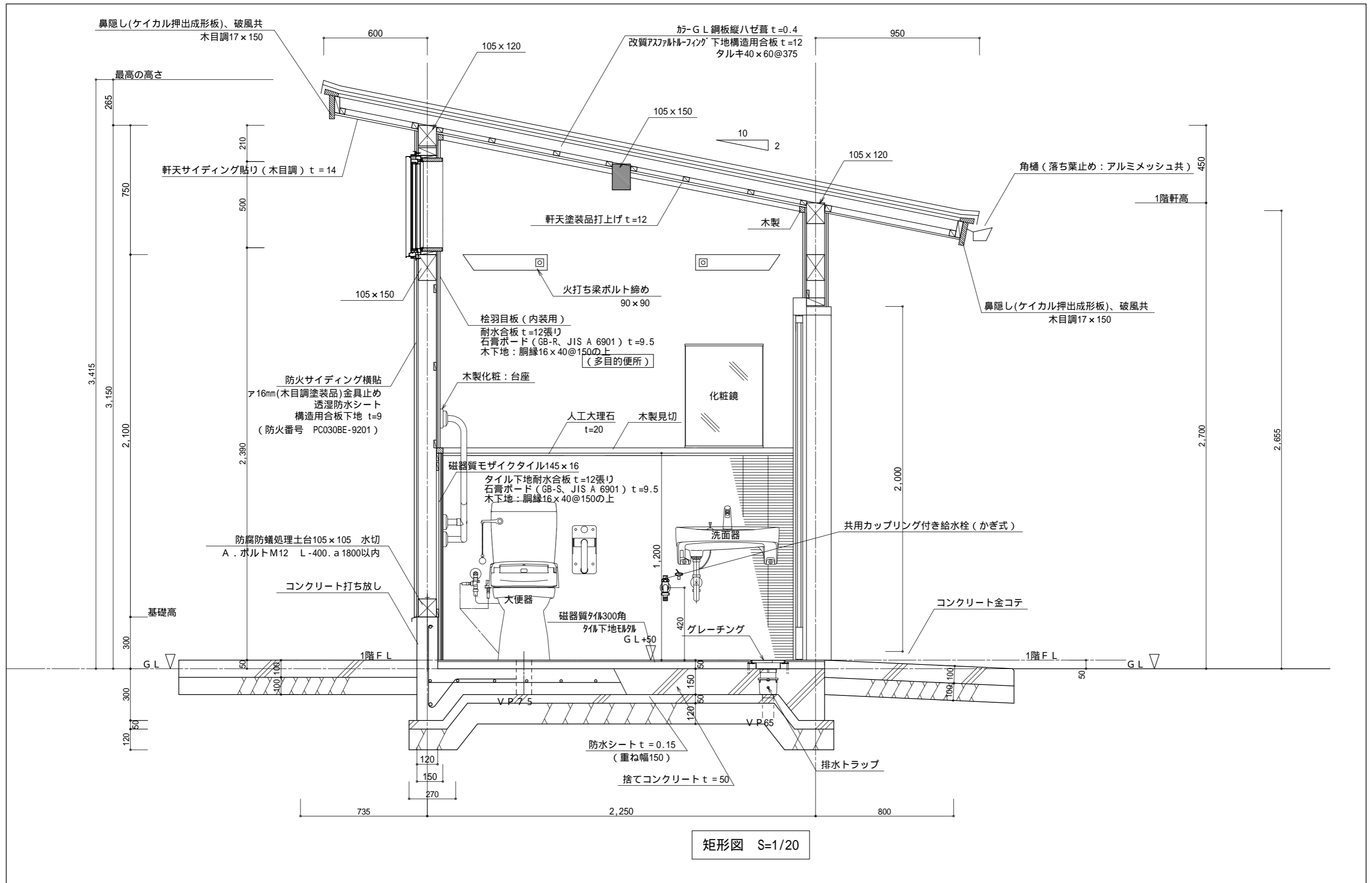
東側立面図



北側立面図

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
							立面図	12





特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
						NAME	13	A-4 : 71%

令46条の壁量計算と壁のつりあい良い配置のチェック

方向・階	ゾーン	耐力壁の存在壁量の計算				令46条の耐震壁量とつりあい良い配置の計算					令46条耐風壁量計算					
		種類	壁倍率	壁の実長 (cm)	= x 存在壁量	床面積 (㎡)	床面積に 乗ずる数値 (cm/㎡)	= x 耐震必要壁量 安全率、地盤割増率 を考慮 (cm)	= / 壁量充足率	充足率の比	判定	見付面積 (㎡)	見付面積に 乗ずる数値 (cm/㎡)	= x 耐風必要壁量 (cm)	= / 壁量充足率	判定
X軸方向1階	東側 1/4 C	構造用合板 t=9	2.50	91.00	227.5	2.08	11	22.88	9.943	両側端部 1	適	4.20	50	210.00	2.565	適
	中央				4.16											
	西側 1/4 D	構造用合板 t=9	2.50	124.50	311.25	2.08	11	22.88	13.603	適						
	合計				538.75	8.32	11	91.52	5.886	適						
Y軸方向1階	南側 1/4 B	構造用合板 t=9	2.50	112.50	281.25	2.08	11	22.88	12.292	両側端部 1	適	8.60	50	430.00	1.308	適
	中央				4.16											
	北側 1/4 A	構造用合板 t=9	2.50	112.50	281.25	2.08	11	22.88	12.292	適						
	合計				562.50	8.32	11	91.52	6.146	適						

壁量等計算用求積表

X方向中央 (1/2) 床面積 (㎡)  
 $3.700 \times 1.125 = 4.1625$

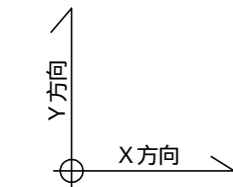
北側 (1/4) A部 床面積 (㎡)  
 $0.925 \times 2.250 = 2.08125$

Y方向中央 (1/2) 床面積 (㎡)  
 $2.250 \times 1.850 = 4.1625$

南側 (1/4) B部 床面積 (㎡)  
 $0.925 \times 2.250 = 2.08125$

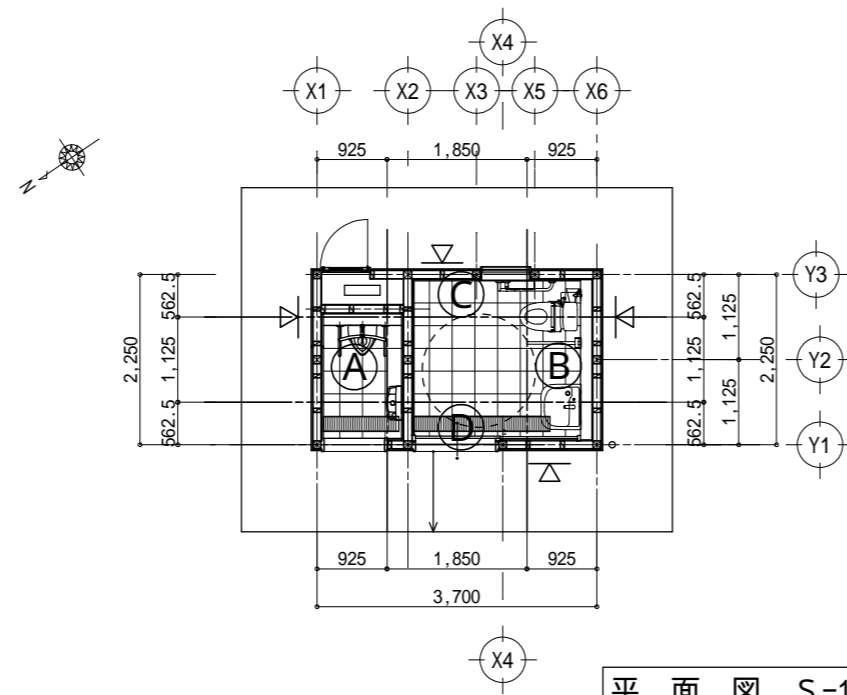
東側 (1/4) C部 床面積 (㎡)  
 $3.700 \times 0.5625 = 2.08125$

西側 (1/4) D部 床面積 (㎡)  
 $3.700 \times 0.5625 = 2.08125$



凡例

筋違い JAS構造用合板 t=9 (特類) 壁倍率2.5  
 釘の種類 N50@150以下



平面図 S=1/100

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率				
			CH.	CH.					DR.	港町公園トイレ更新工事	A	A-3 : 100%
										壁量計算と壁のつりあい良い配置のチェック	14	A-4 : 71%

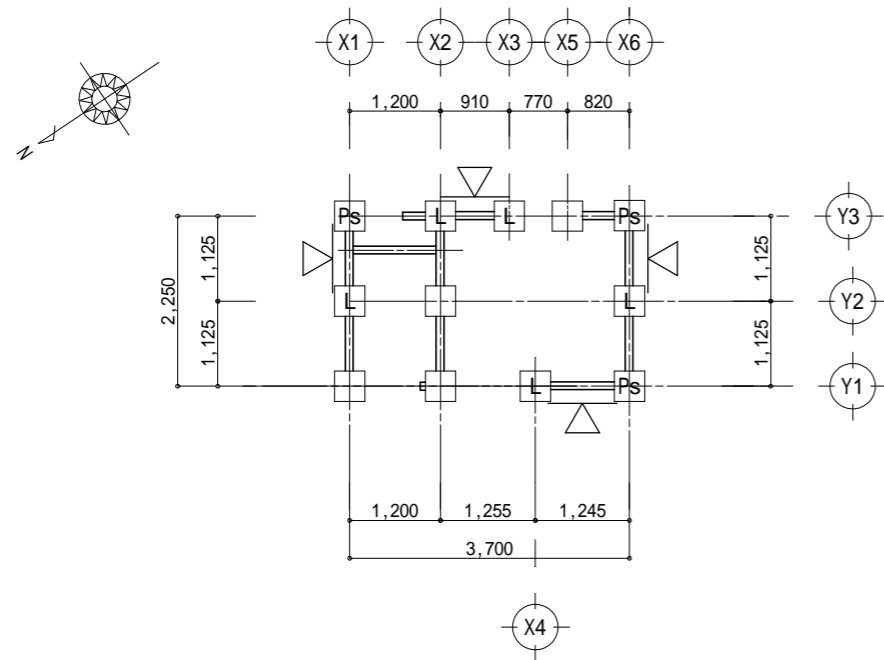
接合部計算表

階	通し柱	通り芯		柱頭・柱脚										接合部 記号	判 定	胴差 通し柱		
		X	Y	出隅柱 2階・平家部分	A 1 (X方向)	A 1 (Y方向)	1	B 1	A 2 (X方向)	A 2 (Y方向)	2	B 2	L			N (A1+ 1)xB1+(A2+ 2)xB2-L=N (2階建の1階) (A1+ 1)xB1-L=N (2階・平家部分)	記号	判定
1		4	1	x	2.5		0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		6	1		2.5		0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60	Ps	適		
1		1	2	x		2.5	0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		6	2	x		2.5	0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		1	3			2.5	0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60	Ps	適		
1		2	3	x	2.5		0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		3	3	x	2.5		0.0	0.5					0.6	(2.5+0.0)x0.5-0.6=0.65	L	適		
1		6	3			2.5	0.0	0.8					0.4	(2.5+0.0)x0.8-0.4=1.60	Ps	適		

接合金物凡例 (下期金物は柱下部・上部に取り付けるものとする)  
特記なき柱はかすがい打ちとする。

部位	記号	仕様	N値
柱頭・柱脚 及び 床屋根の接合部	い	短ほぞ差し	-
	L	ろ C P - L	0.65 以下
	N	ろ 長ほぞ差し込み栓	0.65 以下
	V	は 山形プレート	1.0 以下
	T	は C P - T	1.0 以下
	P	に 羽子板ボルト	1.4 以下
	I	に 短冊金物	1.4 以下
	Ps	ほ スクリュー釘併用羽子板ボルト	1.6 以下
	Is	ほ スクリュー釘併用短冊金物	1.6 以下
	2	へ 10kN用引き寄せ金物	1.8 以下
	3	と 15kN用引き寄せ金物	2.8 以下
	4	ち 20kN用引き寄せ金物	3.7 以下
	5	り 25kN用引き寄せ金物	4.7 以下
3D	ぬ 15kN用引き寄せ金物2枚	5.6 以下	
-	-	-	5.6 超
床・屋根の接合部	J1	を 腰掛け蟻 + 羽子板ボルト	-
	J2	わ 腰掛け蟻 + 羽子板ボルト2枚	-
胴差と通し柱	T1	( ) かたぎ大入れ短ほぞ差し、SA	-
	T2	( ) かたぎ大入れ短ほぞ差し、S	-
	T3	( ) かたぎ大入れ短ほぞ差し、HD-B15	-

接合金物の代用金物はN値同等以上のものを使用すること。



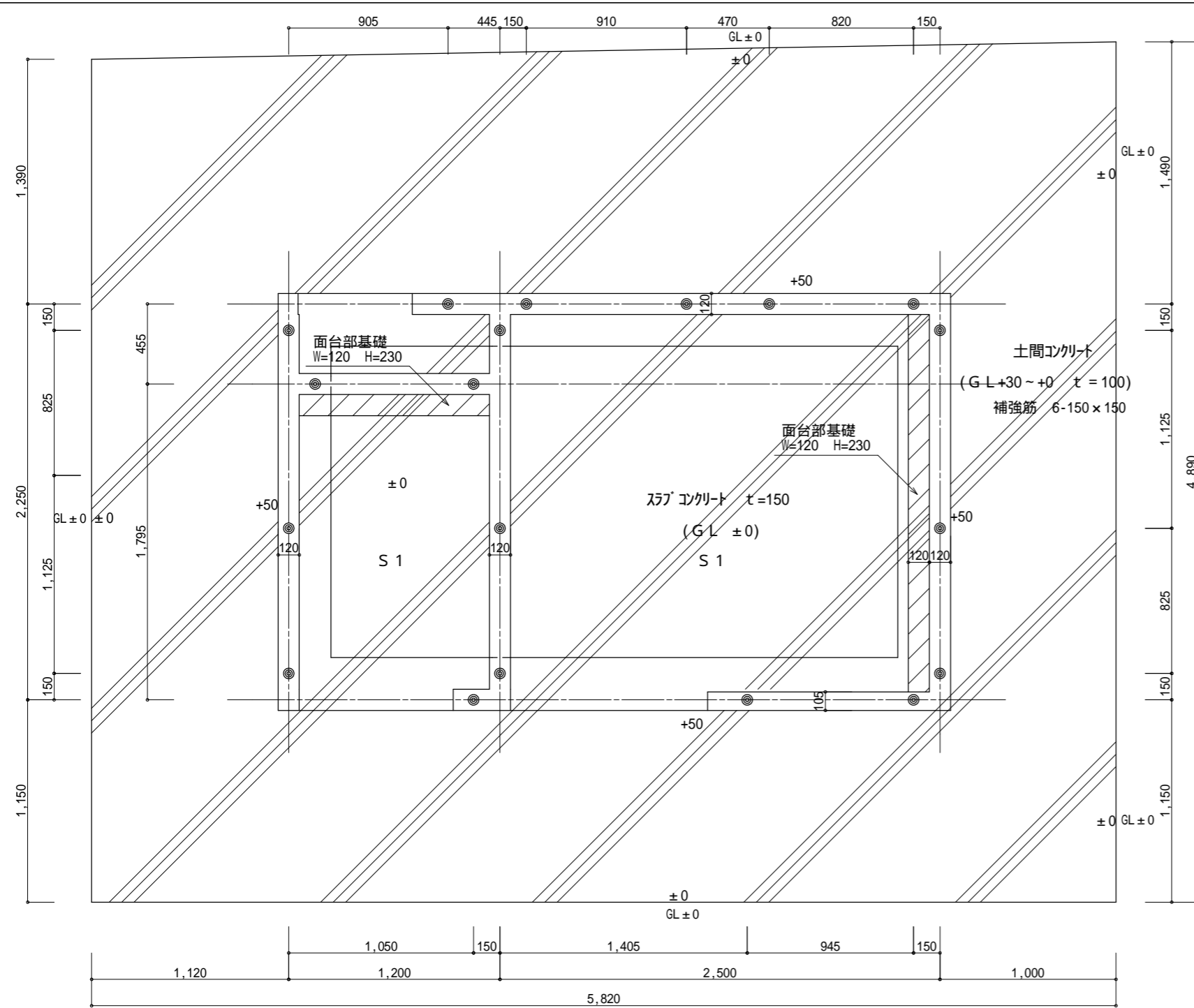
1階柱・壁伏図 S=1/100

構造凡例

管柱 105 x 105

筋違い JAS構造用合板 t=9 (特類) 壁倍率2.5  
釘の種類 N50@150以下

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率				
			CH.	CH.					DR.	1/100	港町公園トイレ更新工事	A
											接合部計算表、柱・壁伏図	15

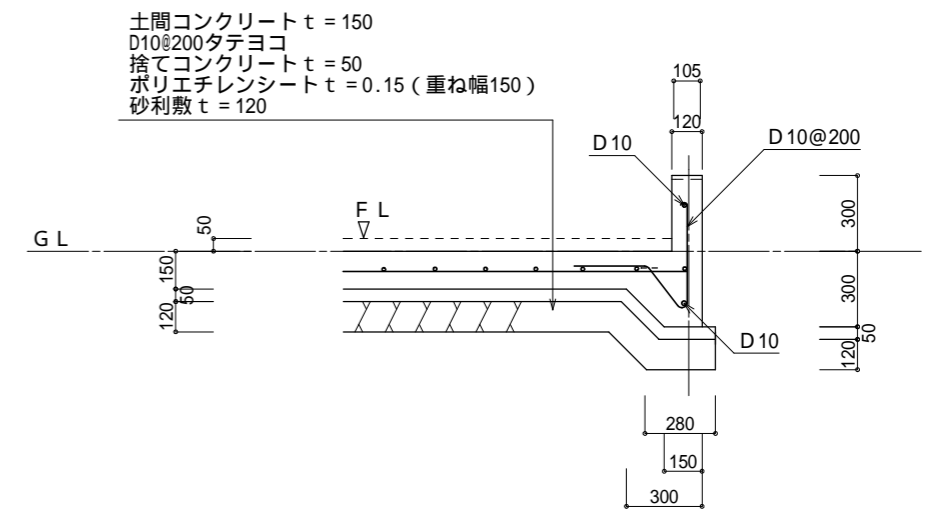
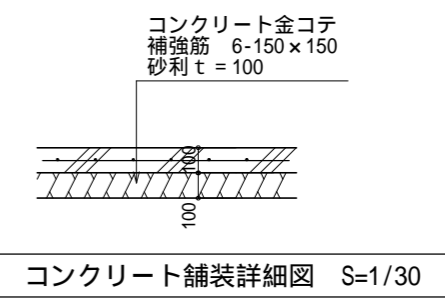
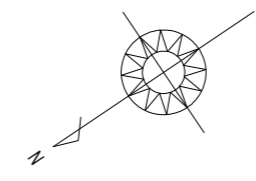


基礎伏図

凡例

● アンカーボルトM12 L=400

記号	スラブ配筋	スラブ厚
S 1	D10@200タテヨコ	t=150

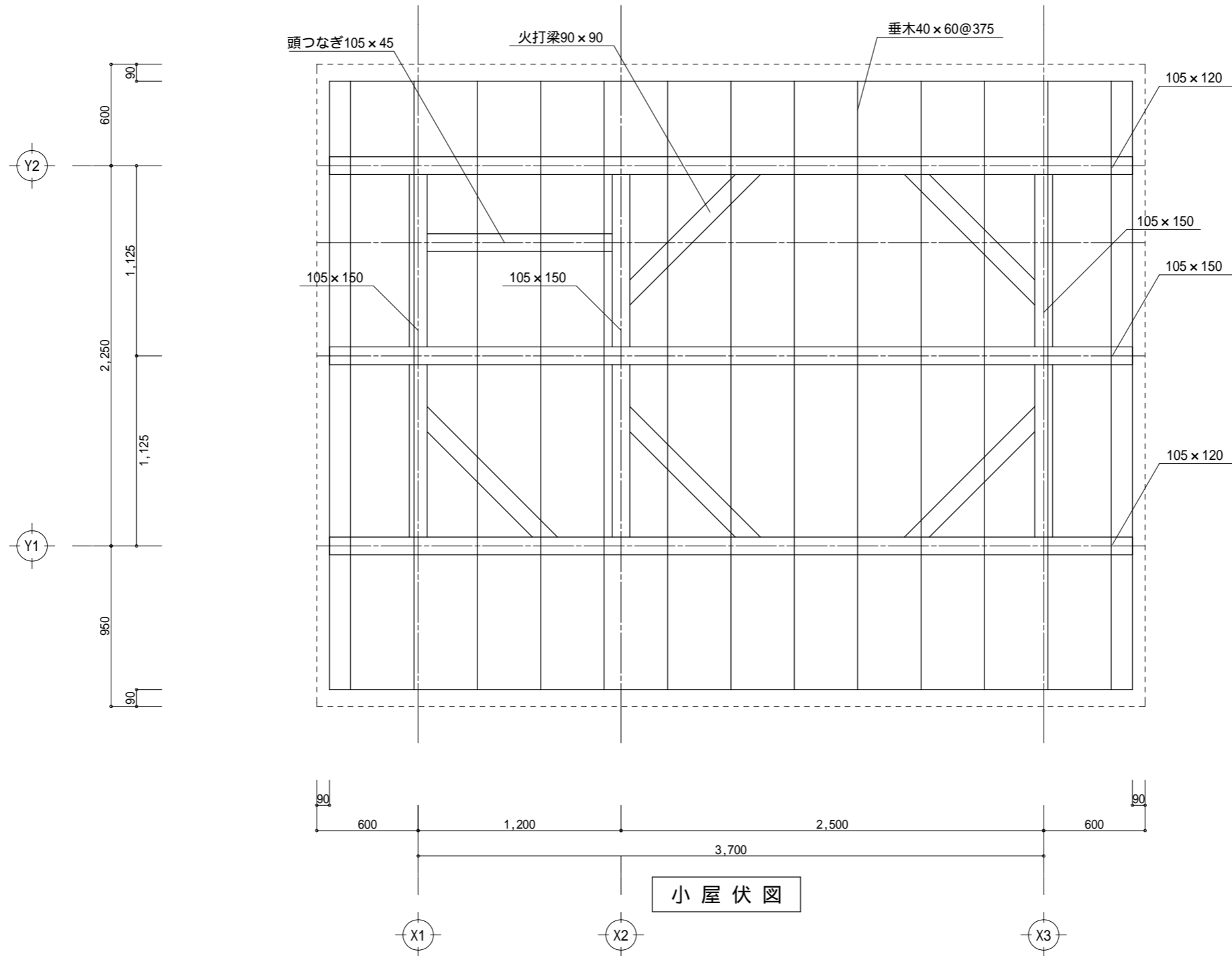


断面詳細図

- 基礎伏図について特記なき場合に限り下記による。
1. コンクリート :  $F_c=24N/mm^2$  (温度補正6N)
  2. 鉄筋 : SD295A
  3. 基礎の位置は、外面及び柱芯振分けとする。
  4. 基礎断面は、別記とする。
  5. アンカーボルト-M12以上、L-400以上 (埋め込み長さ250以上)  
埋設位置 隅角部、土台の継手部分及び土台切れ箇所  
柱芯から150mm ④ 1.800以内

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率		
			CH.	CH.					DR.	2023.08.
							基礎伏図、断面詳細図、コンクリート舗装詳細図	16	A-4 : 71%	





特記事項	訂正事項

一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号  
**岡田建築設計事務所**  
 一級建築士 第102449号 岡田文夫

JOB NO.	DATE
CH.	CH.
	DR.

SCALE  
 1/30

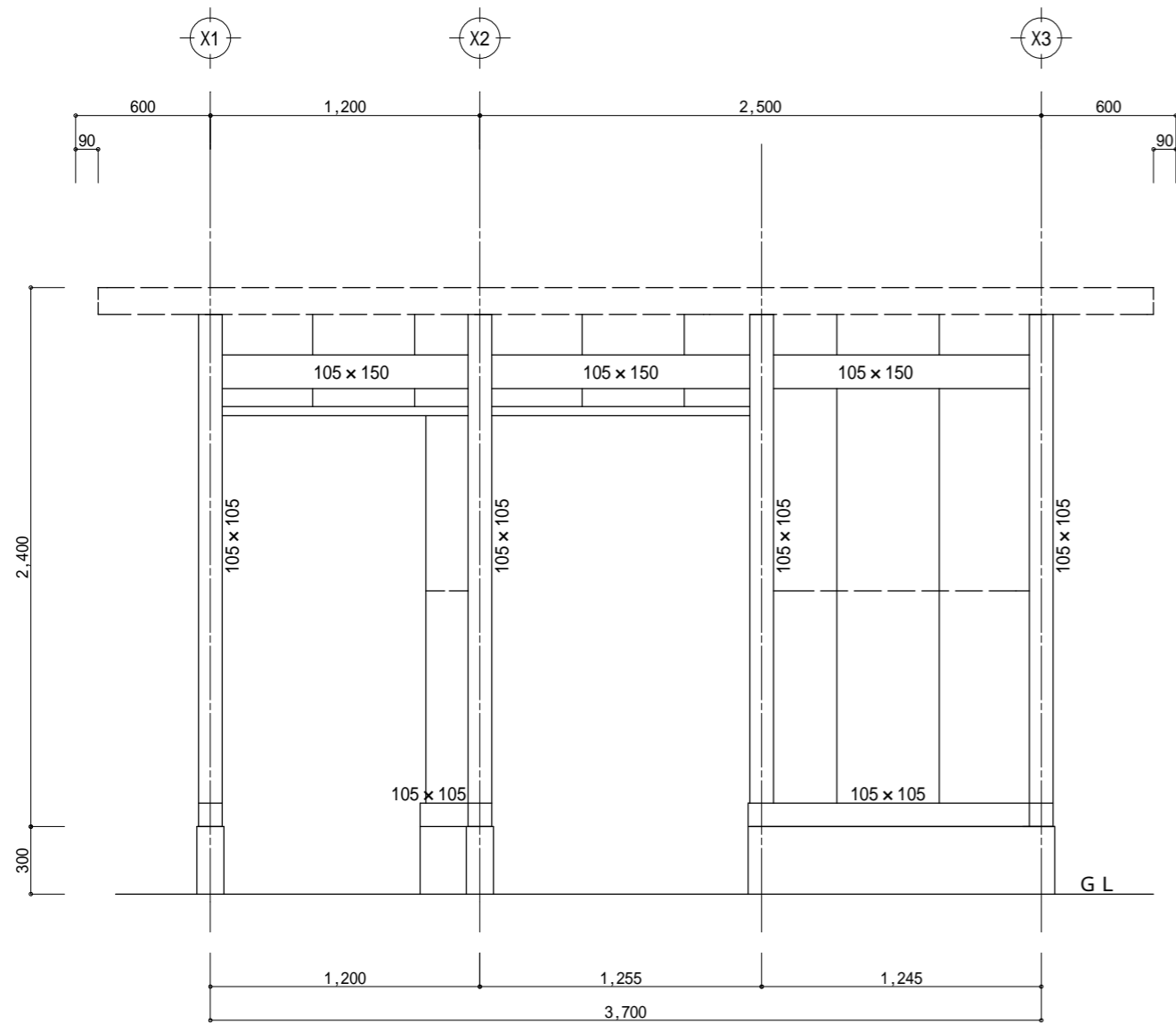
TITLE	NO.
NAME	A
	18

図面縮小率
A-3 : 100%
A-4 : 71%

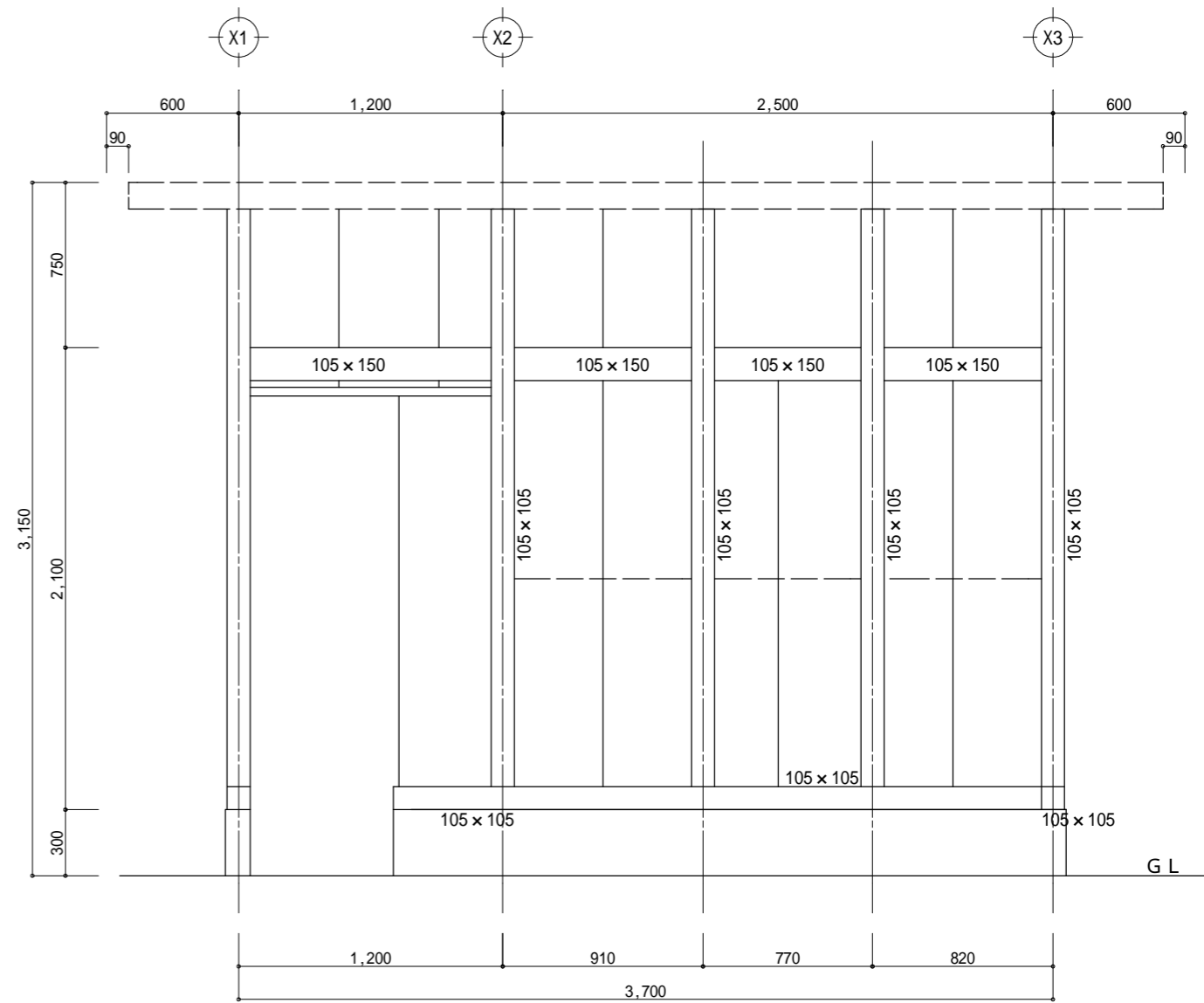






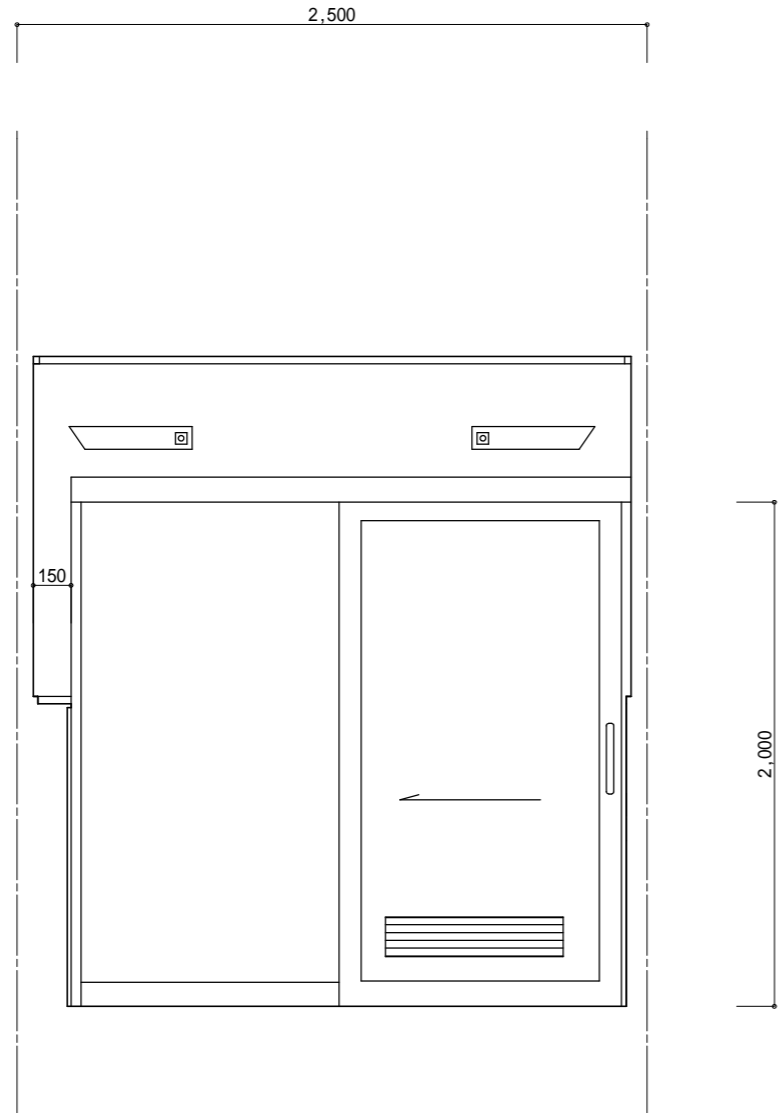


Y1通り軸組図

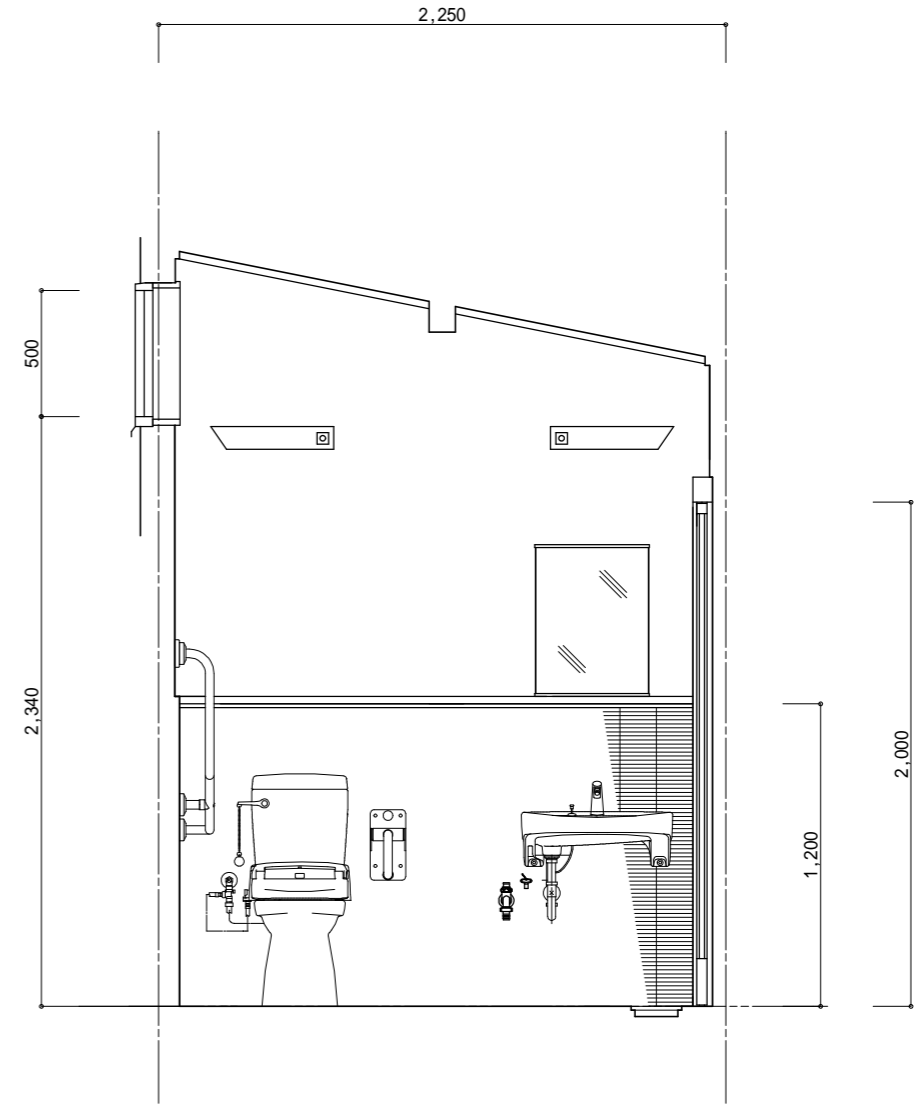


Y2通り軸組図

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
							軸組図 (Y1, Y2通り)	21



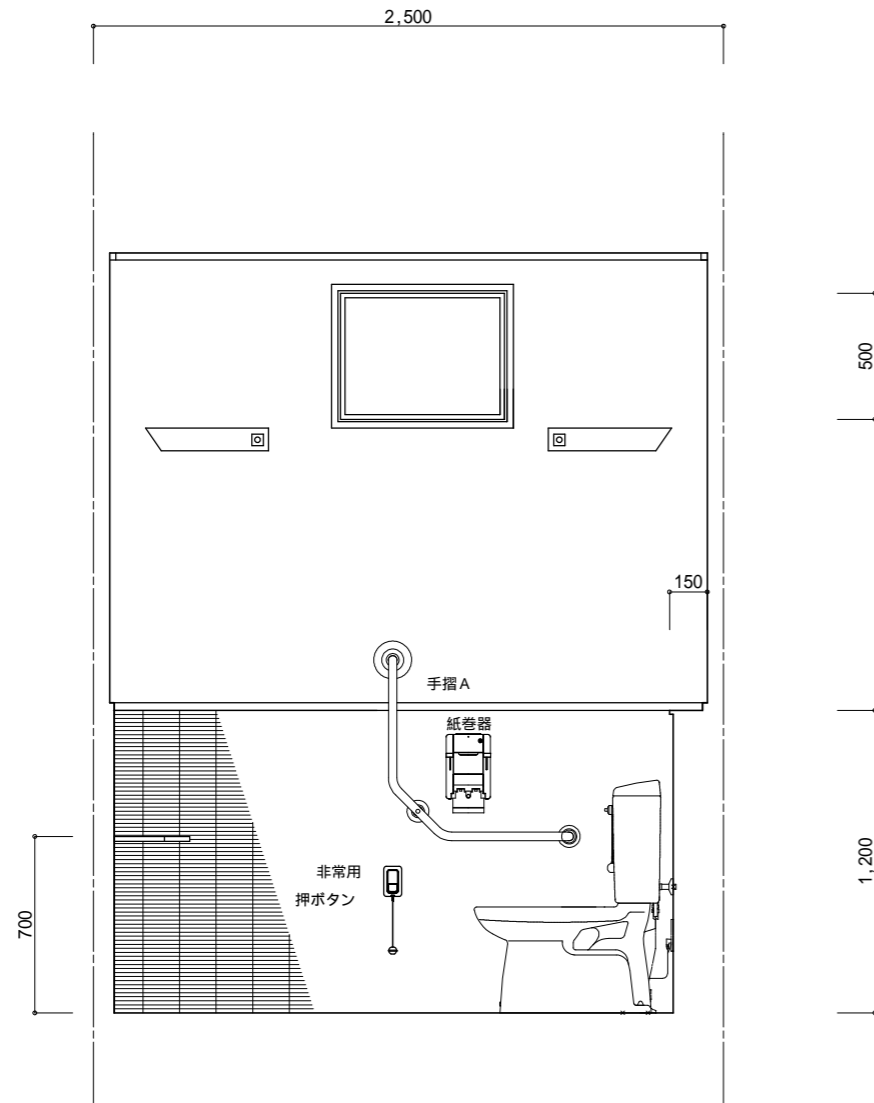
3面



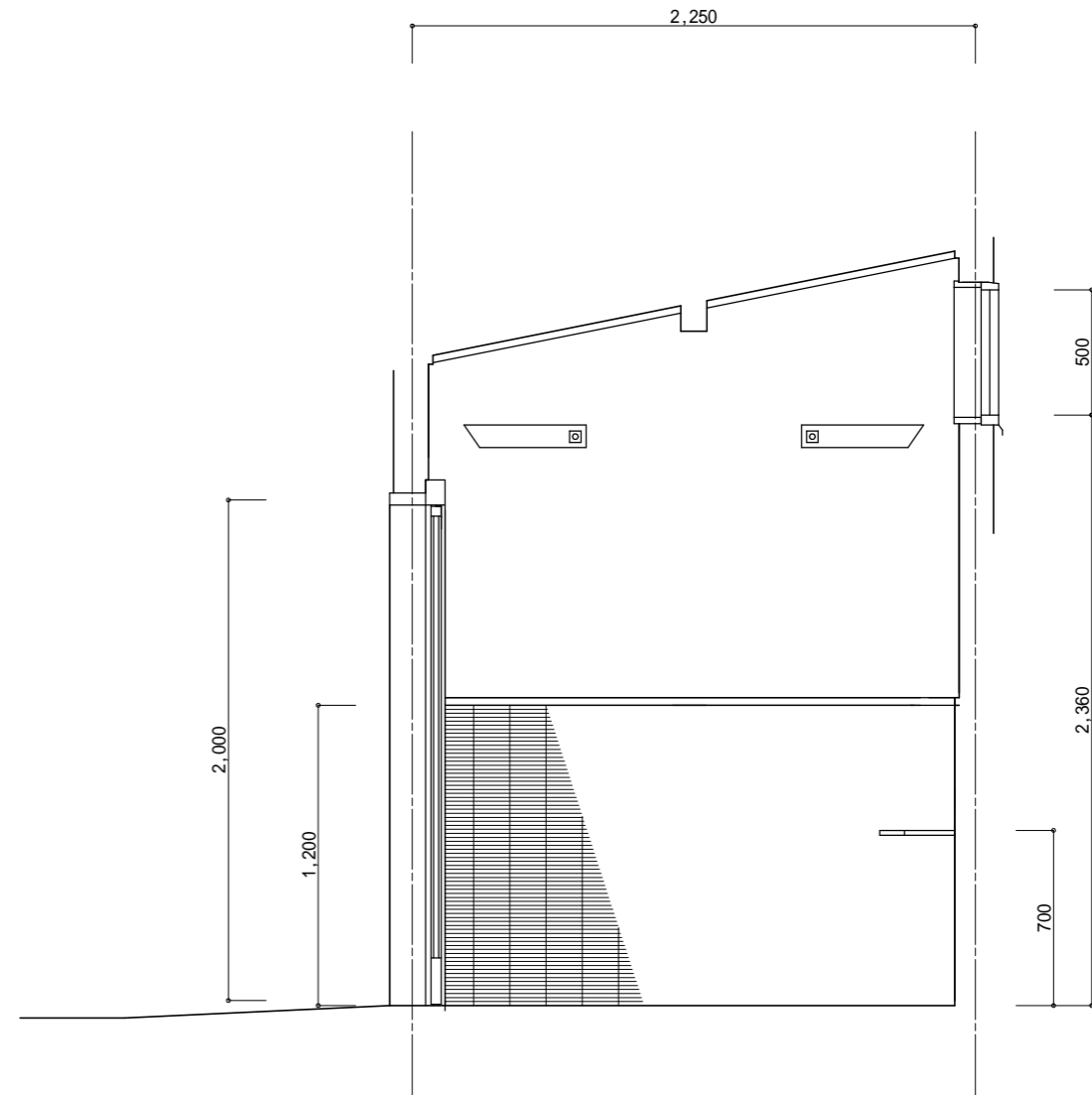
2面

展開図

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
							展開図(1)	22



1面



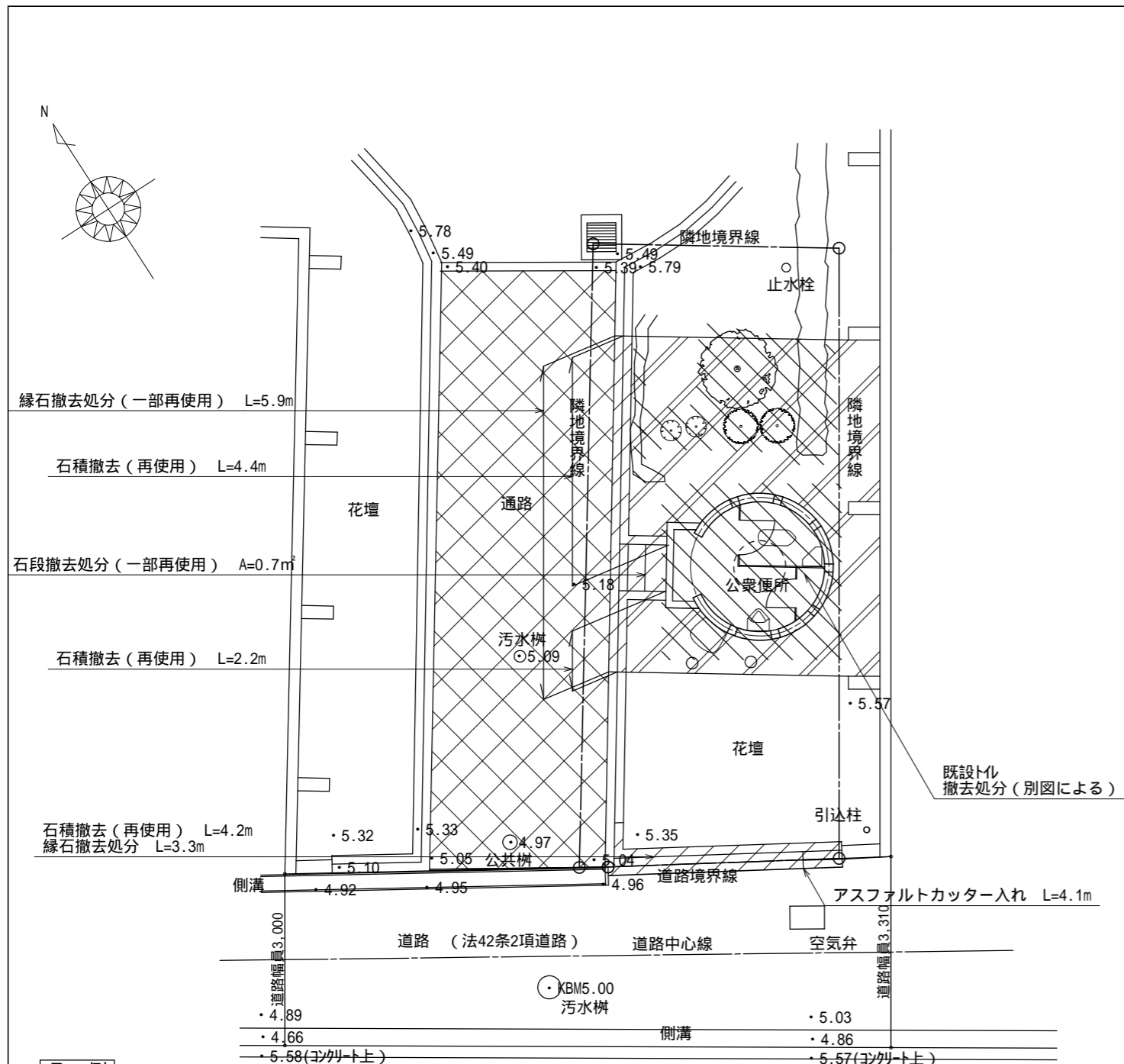
4面

展開図

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
							展開図(2)	23



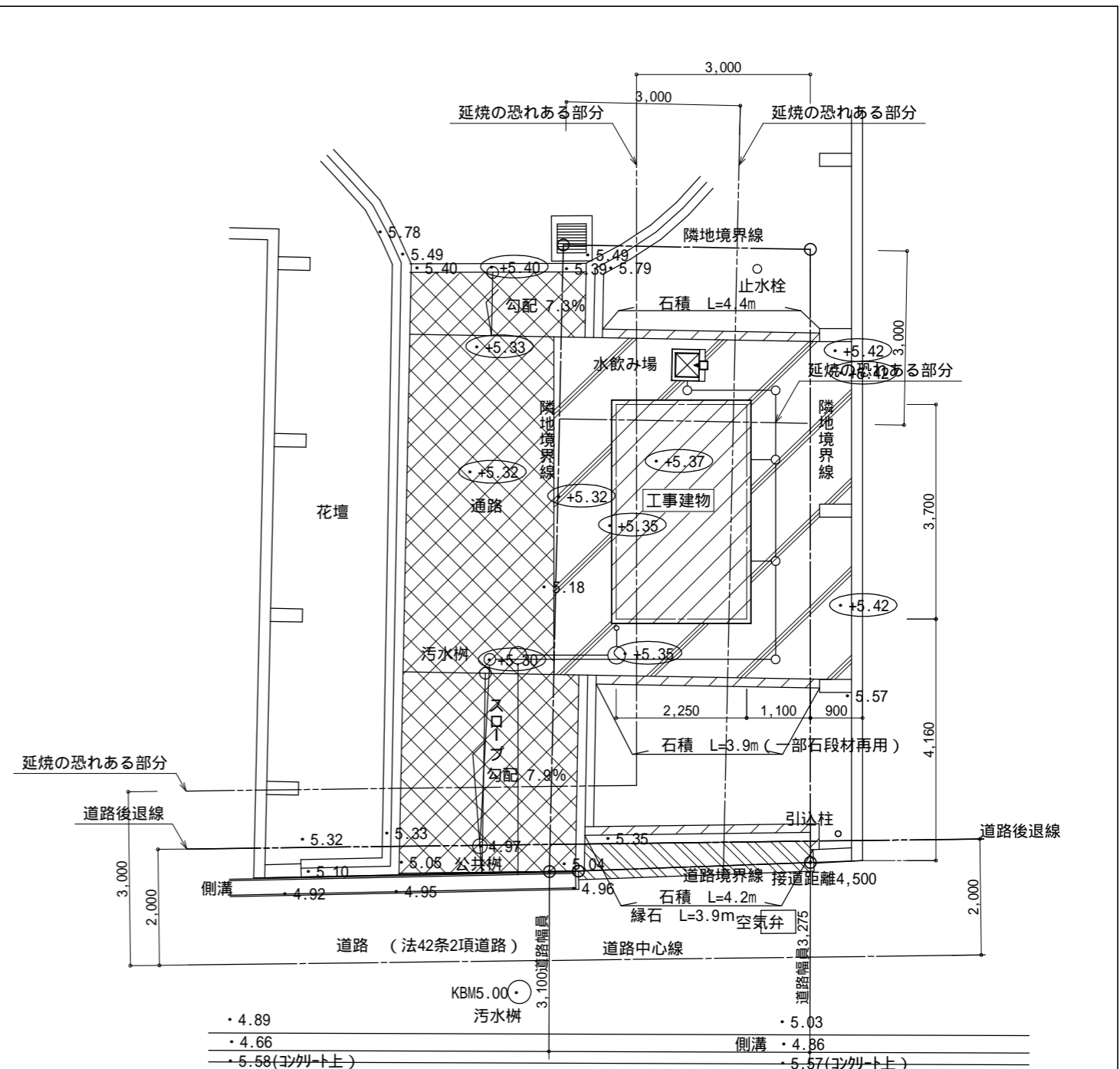




- 凡例**
- (+0.60) 計画地盤高を示す
  - 5.00 現況地盤高を示す
  - 土砂鋤取り A=25.3m<sup>2</sup> H=0.5m
  - インターロッキングブロック舗装撤去保管 (再使用) A=31.4m<sup>2</sup>
  - 解体撤去部分を示す (撤去後真砂土にて整地)

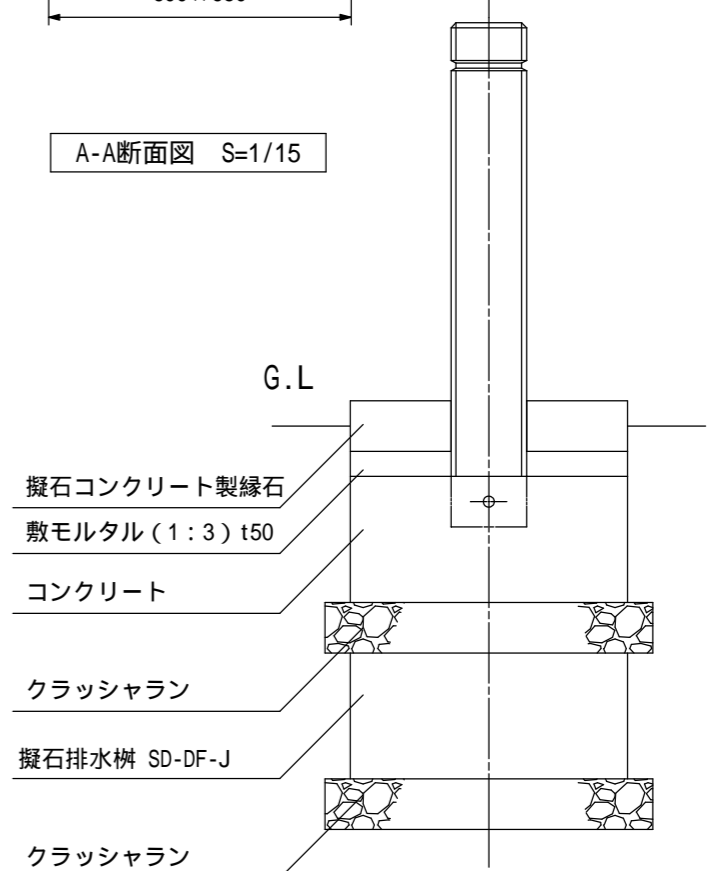
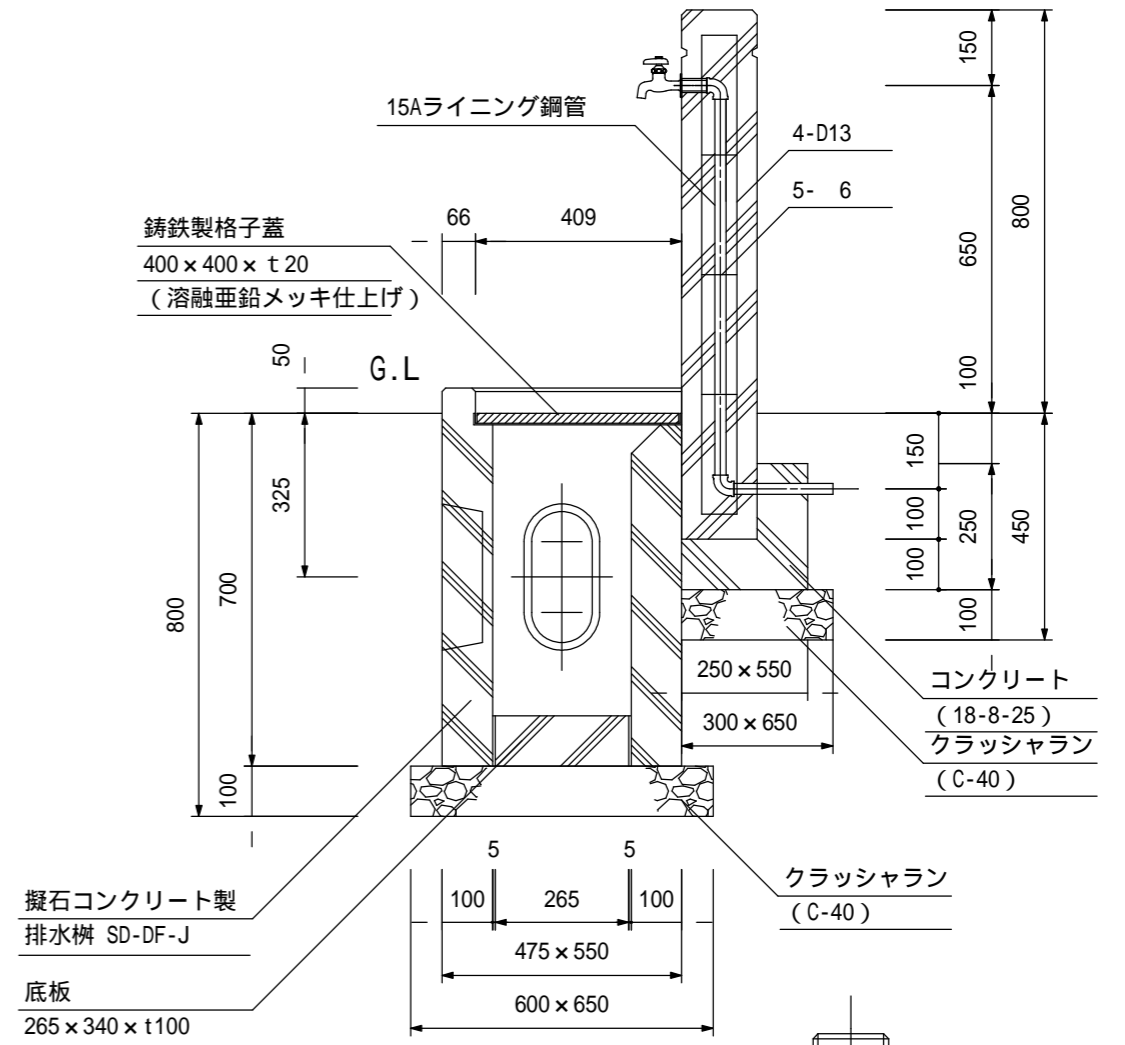
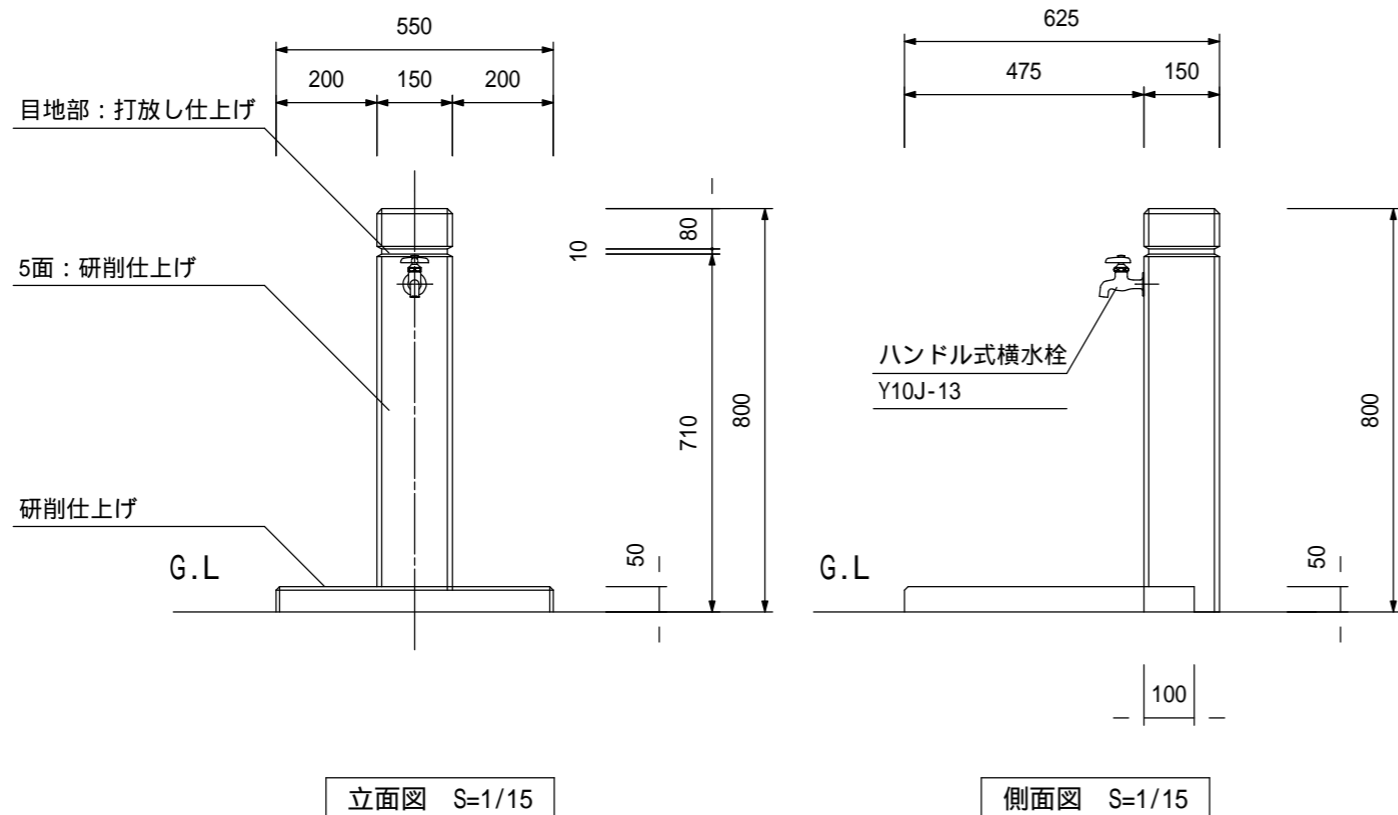
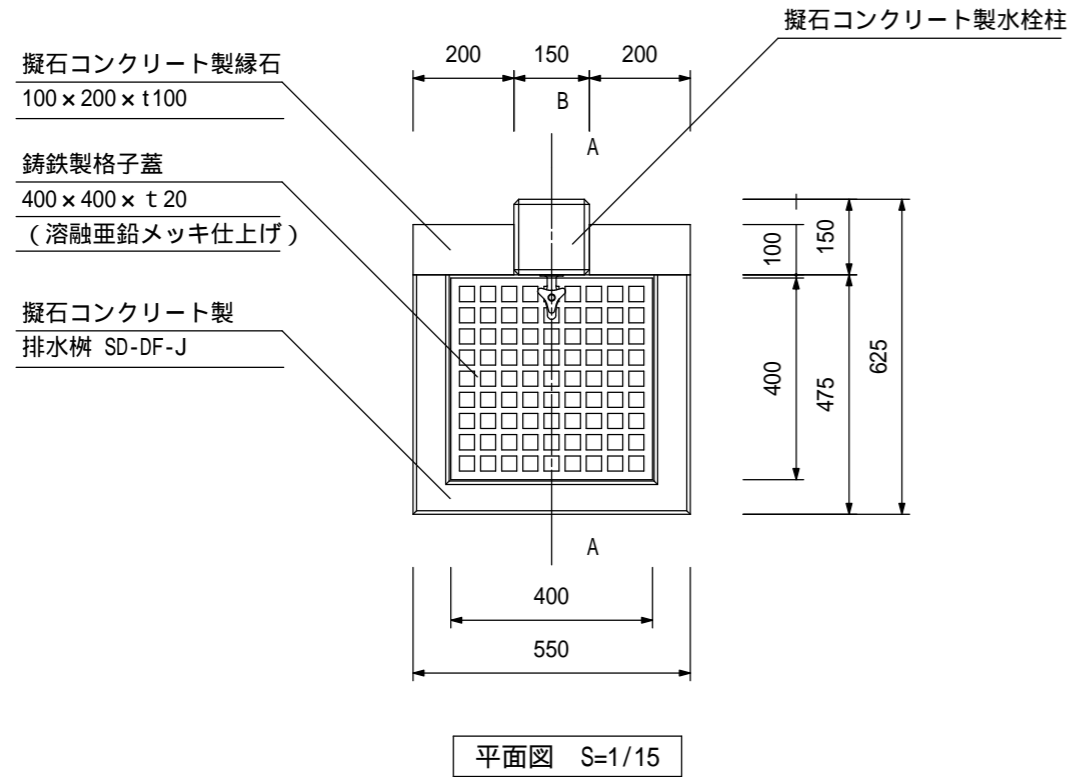
**伐採樹木明細**

番号	樹種	規格	単位	数量	備考
1	イヌマキ	H=4.00, C=0.60, W=3.00	本	1	伐採、伐根
2	クスノキ	H=1.50, W=0.60	株	1	伐採、伐根
3	クマガネモチ		本	1	伐採、伐根
4	ナンテン		株	2	伐採、伐根
5	サツキ		株	6	伐採、伐根
6	ユキヤナギ	H=0.40, C=0.30, W=3.00	ヶ所	1	伐採、伐根
7	ユキヤナギ	H=0.40, C=0.30, W=1.55	ヶ所	1	伐採、伐根

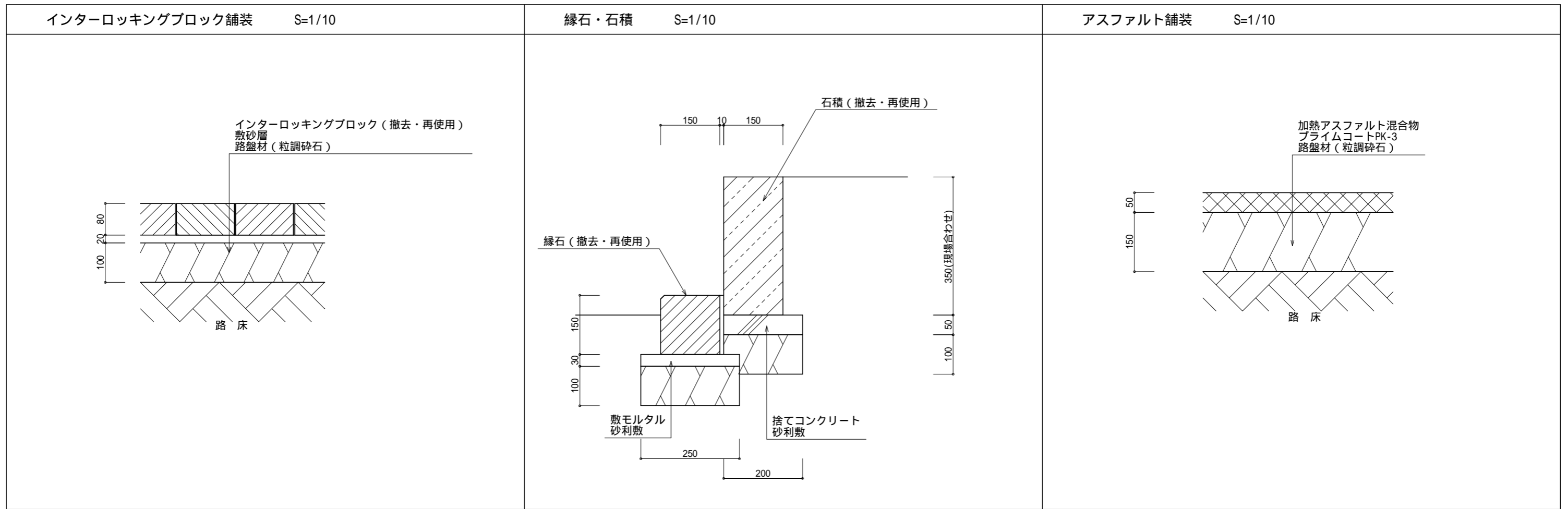


- 凡例**
- (+0.60) 計画地盤高を示す
  - 5.00 現況地盤高を示す
  - コンクリート舗装 A=20.6m<sup>2</sup>
  - インターロッキングブロック舗装 (撤去品を使用) A=28.6m<sup>2</sup>
  - アスファルト舗装 A=2.5m<sup>2</sup>
  - 石積 (撤去品を使用、石段を含む)



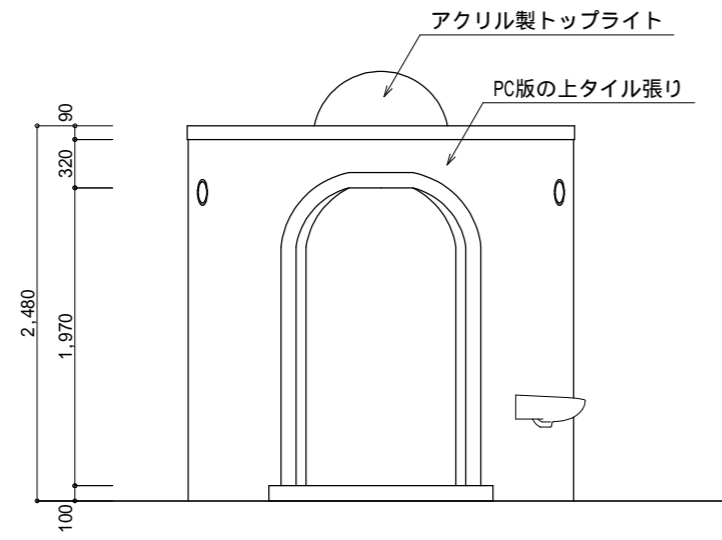


特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録22(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
							NAME	27

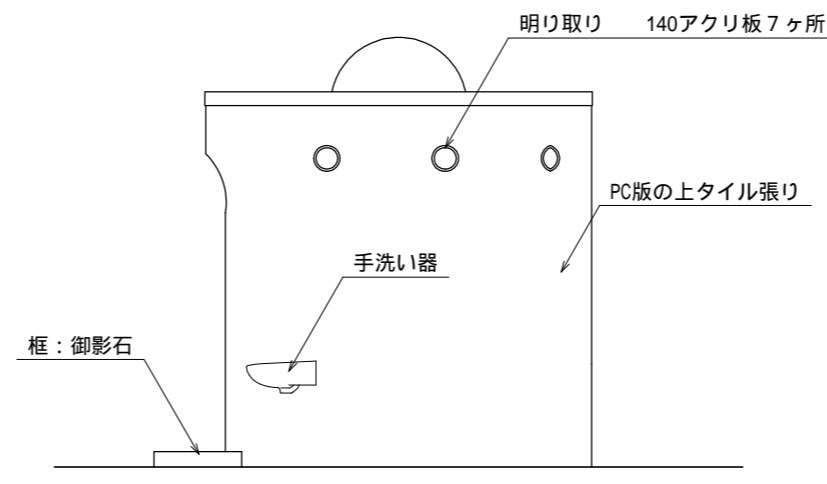


図面内容

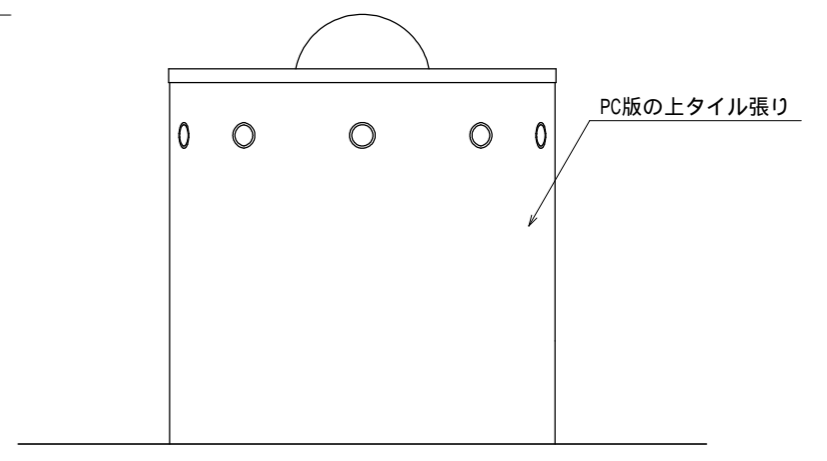
特記事項	訂正事項	<p>一級建築士事務所 広島県知事登録22(1)0497号</p> <p><b>岡田建築設計事務所</b></p> <p>一級建築士 第102449号 岡田文夫</p>	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.	1/10	港町公園トイレ更新工事	A	A-3 : 100%
				DR.		(外構)詳細図	28	A-4 : 71%



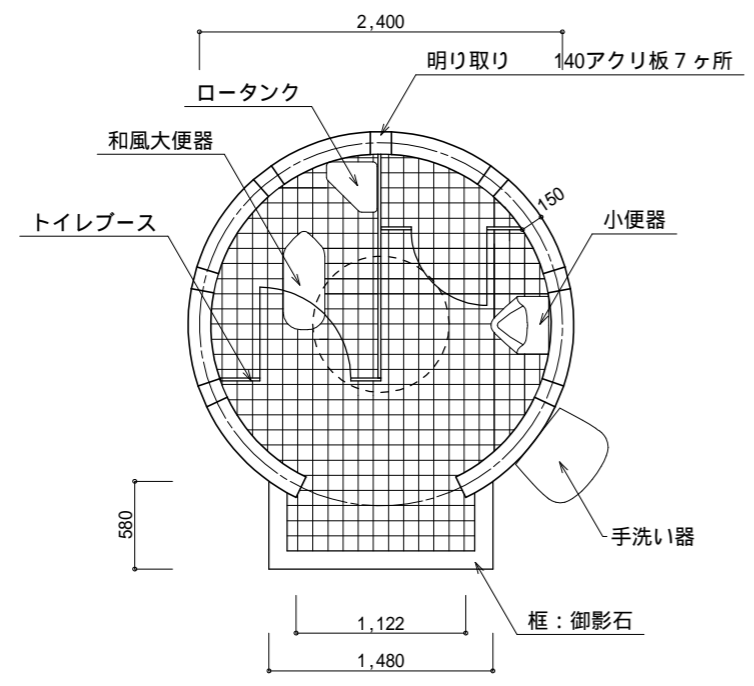
西側立面図 S=1/50



南側立面図 S=1/50



東側立面図 S=1/50



平面図 S=1/50

面積表

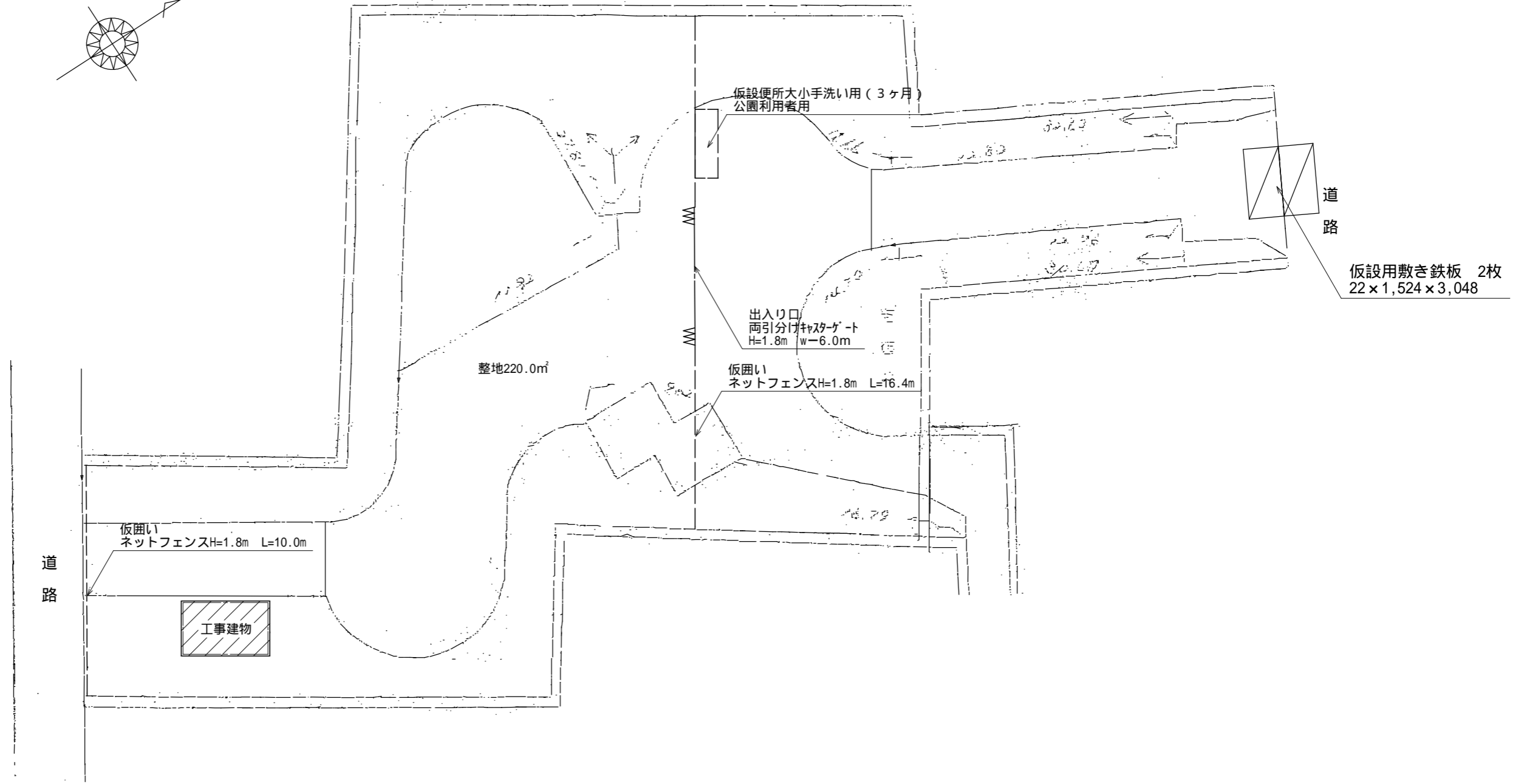
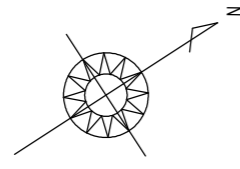
建築面積	4.52㎡
床面積	4.52㎡

既設便所概要

建物概要	
構造	PC造平屋建て
基礎	べた基礎
屋根	PC板、トップライトアクリル製 900
外壁	PC版の上タイル張り
内部床	タイル張り
内壁	PC版の上タイル張り
天井	PC版表し、吹抜け 900
トイレブース	メラミン不燃化粧板
電気設備	照明器具FL20サークライン 1灯
衛生設備	和風大便器(ロータンク付)、小便器、手洗い器

既設公衆トイレはすべて撤去処分のこと。

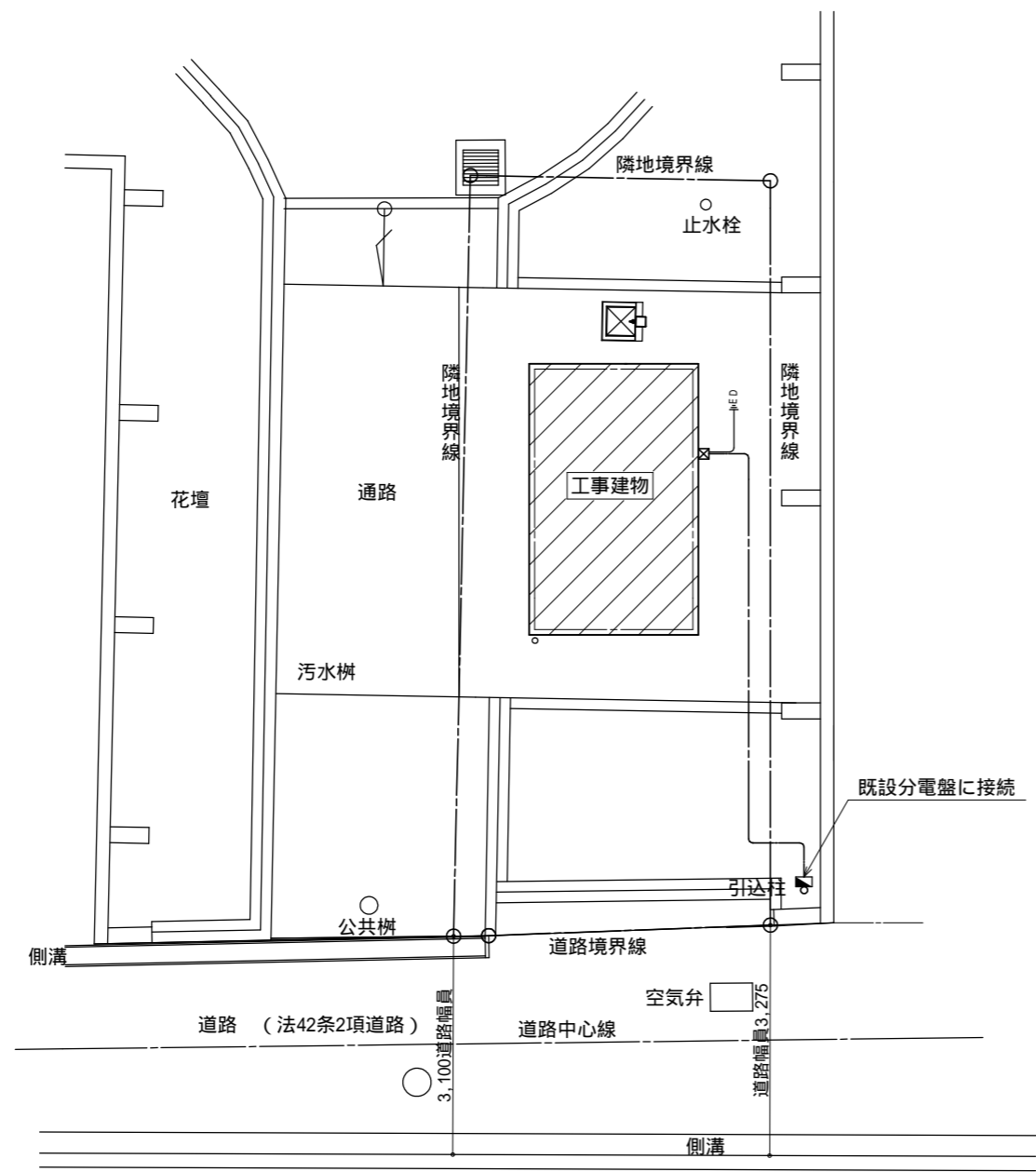
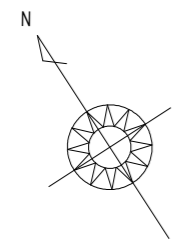
特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録22(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
						港町公園トイレ更新工事	29	A-3 : 100%
						(解体建物) 既設便所 平面図、立面図		A-4 : 71%



仮設計画図 (参考図) S=1/200

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録22(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
						仮設計画図 (参考図)	30	A-4 : 71%

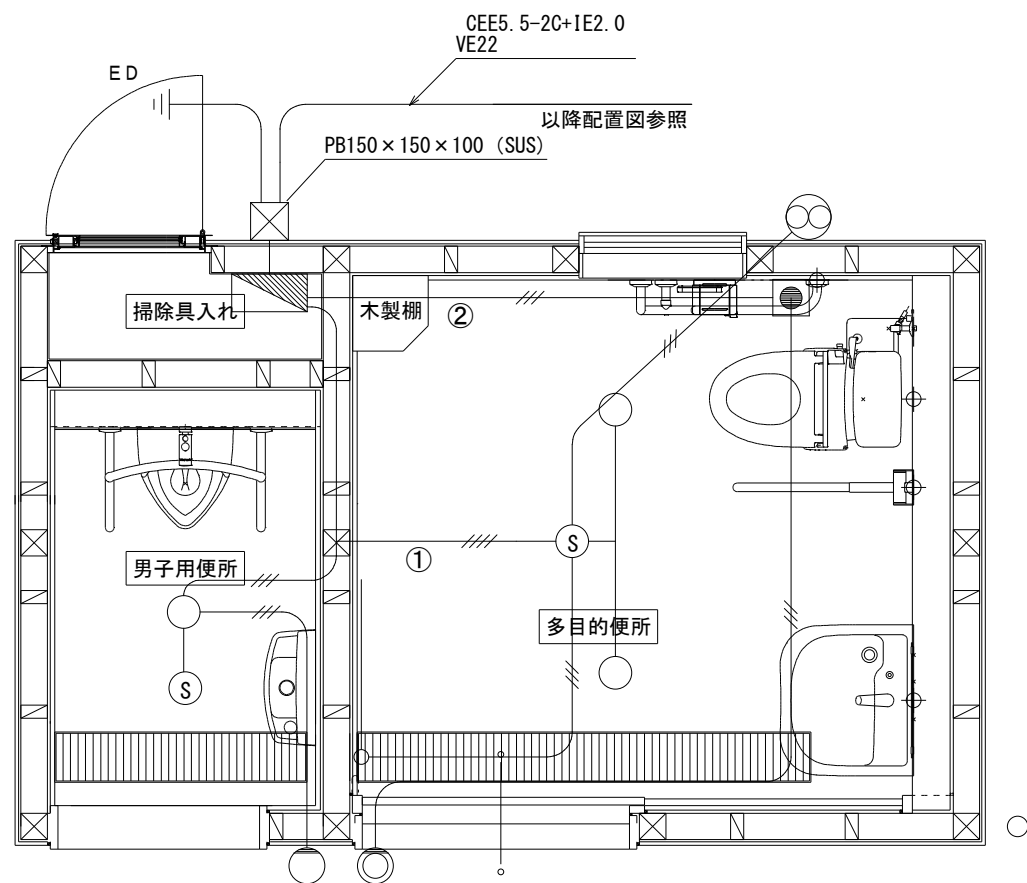
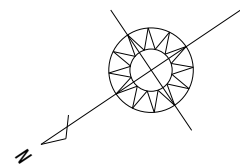




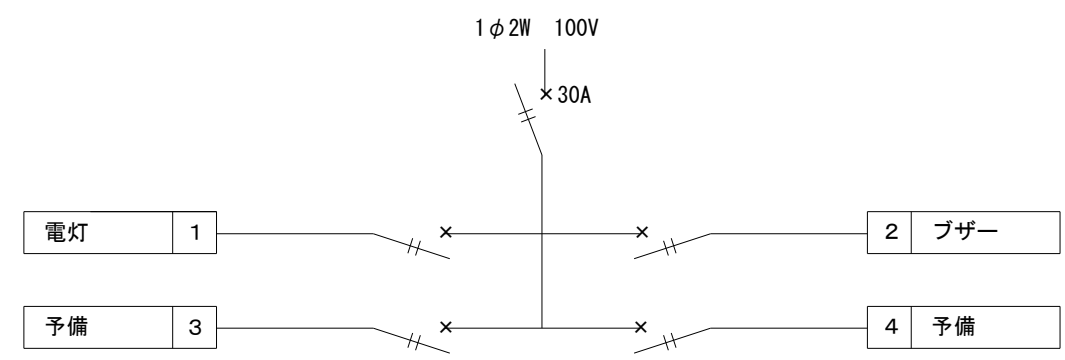
(電気設備)配置図 S=1/100

特記事項  
 埋設管はGLから300mm以上の深さとし、埋設表示テープ敷設のこと  
 トイレ側P.Boxまでの保護管の立上げはHIVE28とする  
 D種接地線はEM-1E1.6以上とし、埋設標取付のこと  
 引込線はDV2.6-2Rとする  
 EM-CE5.5-2C+1E2.0(埋設FEP30)(HIVE28)

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録22(1)0497号 <b>岡田 建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO. / E / 02 図面縮小率 A-3 : 100% A-4 : 71%	
			CH.	CH.	DR.	1/100		港町公園トイレ更新工事
								(電気設備)配置図



(電気設備) 平面図 S=1/30



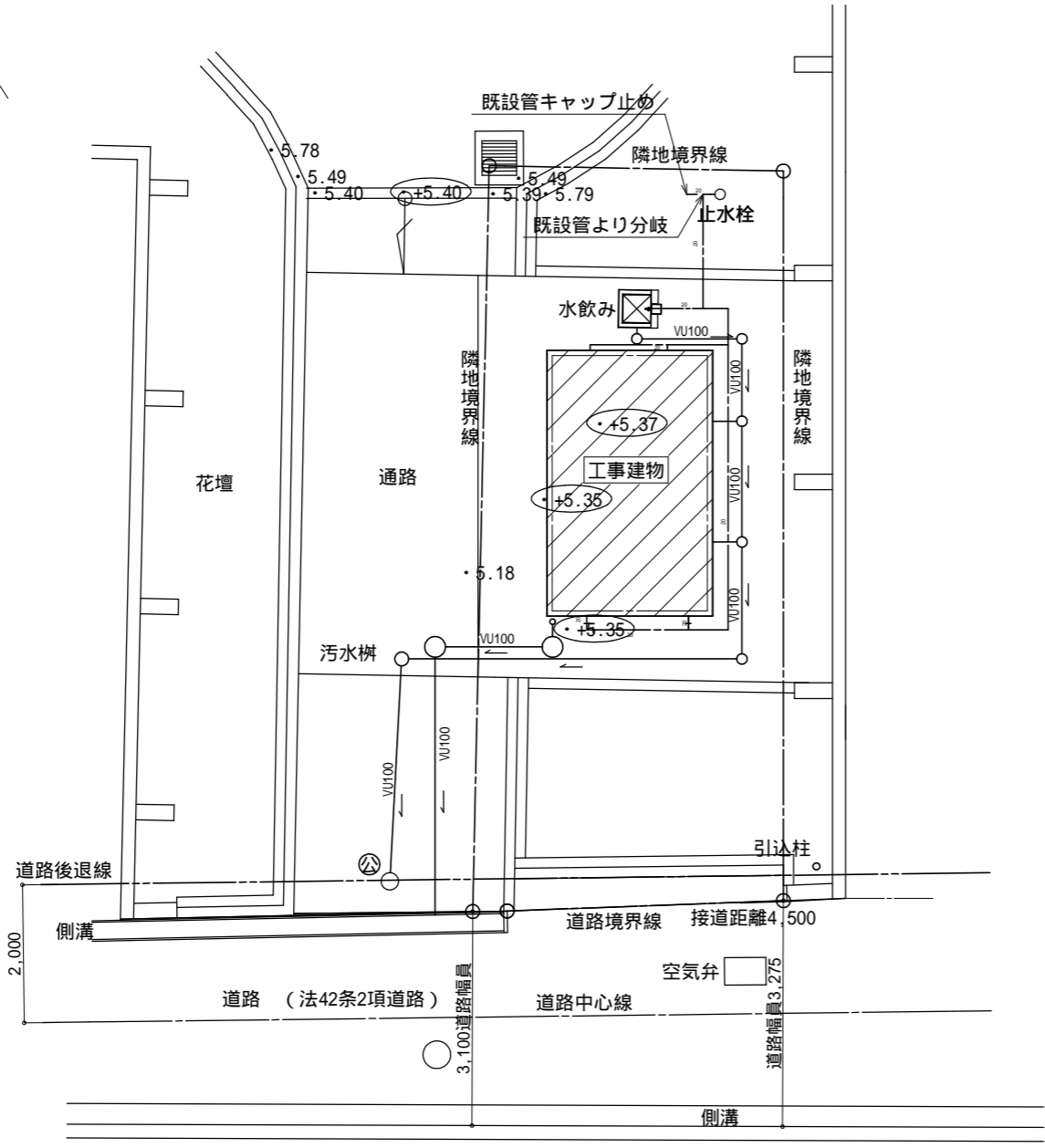
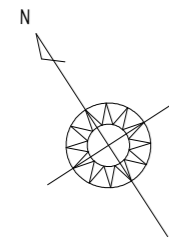
分電盤 参考型番 BQWB82342

記号	名称	参考型番	備考
○	電灯	AH50657	LED
▣	分電盤	BQWB82342	
⊗	換気扇	FY-08PDL9D	FY-MFX043ガラリ付
Ⓢ	自動点滅器	WTK2604	換気扇連動用
⊙	非常用回転灯	EA5501	プザー無、回転灯カバー「赤」
⊖	非常押しボタン	EK50	
○	操作ユニット	WTC58207W	
⊙	自動点滅灯	LGWJ85110U	

———	EEF1.6-2C (VE16)
- - - -	EEF2.0-2C (VE22)
- - - - -	EEF2.0-3C (VE22)
- - - - - -	EEF2.0-3C x 2 (VE22)



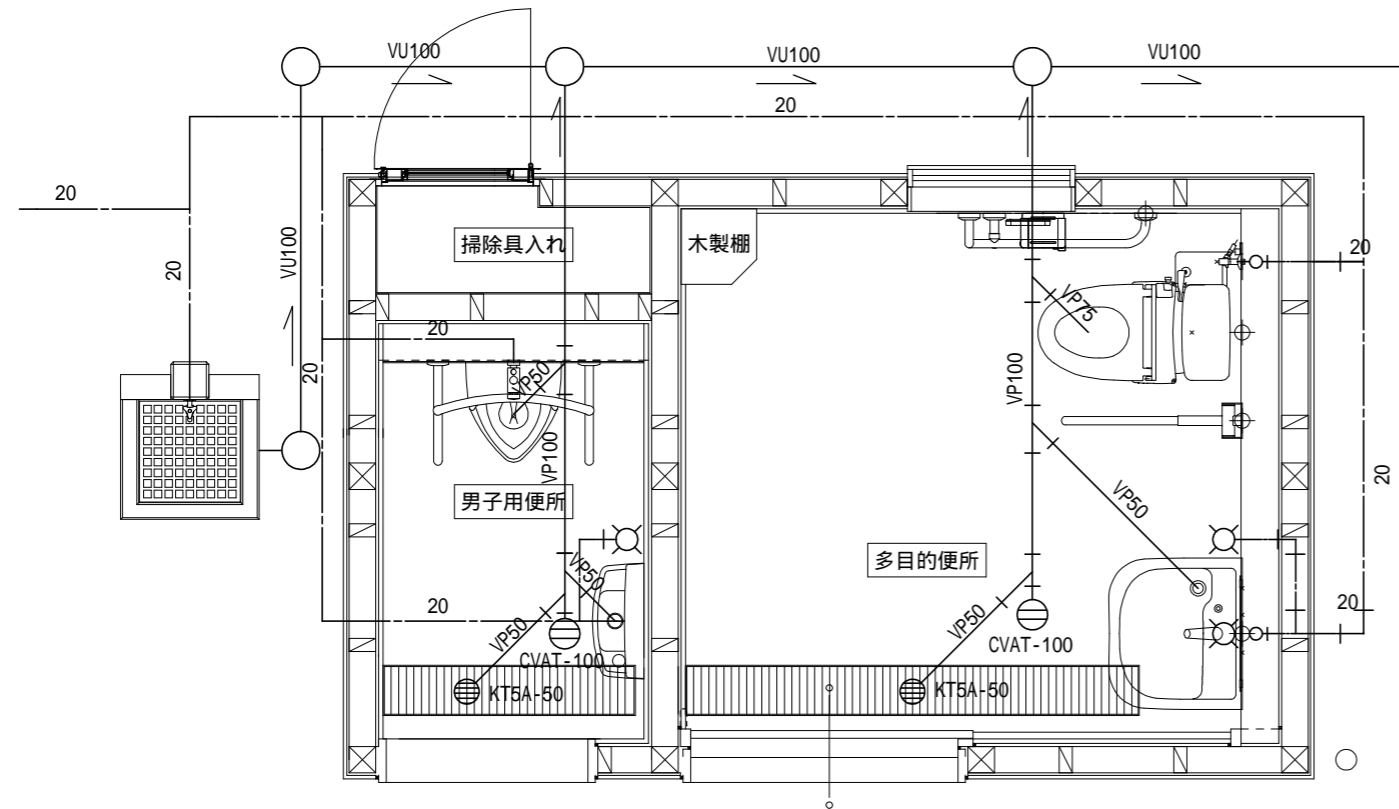
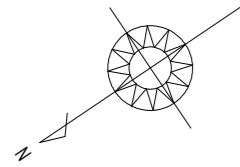
令和5年度 港町公園トイレ更新工事 機械設備工事 特記仕様書		一般共通事項	6. 環境への配慮	一般共通事項	31. 埋設表示 32. 保温	一般共通事項	49. 電子納品																																																																																																																																																																																		
<p>1. 工事概要</p> <p>1. 工事場所 三原市港町一丁目648の一部.663-2の一部</p> <p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法による延べ面積 (㎡)</th> <th>消防法附令別表第一の区分</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>公衆便所</td> <td>木造</td> <td>地上1階</td> <td>8.32</td> <td></td> <td>新築</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>3. 工事種目 (○印の付いたものを適用する)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">建物別及び屋外</th> <th colspan="2">工事種別</th> </tr> <tr> <th>工事種目</th> <th>公衆便所</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <td>・空気調和設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・換気設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・排煙設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・自動制御設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・衛生器具設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○給水設備</td> <td>新設一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○排水設備</td> <td>新設一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・給湯設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・消火設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガス設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・厨房設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・浄化槽設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・雨水利用設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・特殊ガス設備</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○電気設備工事</td> <td>電気設備工事の部による</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○建築工事</td> <td>建築工事の部による</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4. 指定部分 無し / 有り(工期 令和 年 月 日) 対象部分:</p> <p>5. 設備概要 (改修の場合は既存の概要を示す。)</p> <table border="1"> <tr> <th>空調</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空気調和 ( ・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式 )</li> </ul> </td> </tr> <tr> <th>調</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空調調和機</li> <li>パッケージ形空調調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機</li> <li>チリングユニット ・ 吸収冷温水機 ・ 吸収冷温水機ユニット</li> </ul> </td> </tr> <tr> <th>設</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>銅製ボイラー ・ 鉄製ボイラー</li> <li>温水発生機 ( ・ 真空式 ・ 無圧式 )</li> </ul> </td> </tr> <tr> <th>備</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>換気設備 ・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気</li> <li>排煙設備 ・ 機械排煙 ( ・ 有 ・ 無 ) 適用法規 ( ・ 建基法 ・ 消防法 )</li> <li>自動制御設備 ・ 自動制御方式 ( ・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式 )</li> </ul> </td> </tr> <tr> <th>衛</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水方式 ・ 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ 水道直結増圧</li> </ul> </td> </tr> <tr> <th>生</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水方式 建物内の汚水と雑排水 ( ・ 合流 ・ 分流 ) ポンプ排水 ・ 有 ( ・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水 ) ・ 無</li> <li>放汚水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽</li> <li>流 雑排水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹</li> <li>先排水槽 ・ 有 ( 計画容量、 m<sup>3</sup> ) ・ 無</li> </ul> </td> </tr> <tr> <th>設</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>給湯設備 ・ 有 ( ・ 局所式 ・ 中央式 ) ・ 無</li> <li>熱源 ( ・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油 )</li> <li>・ 屋内消火栓 ・ 連結送水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー</li> <li>・ 消防用水 ・ 泡消火 ・ 連結散水装置 ・ 粉末火装置</li> <li>・ 不活性ガス消火 ( ・ 窒素 ) ・ ハロゲン化物消火</li> <li>・ ブード等用簡易自動消火装置 ・ 無</li> </ul> </td> </tr> <tr> <th>備</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガス設備 ・ 都市ガス 種別 ( MJ / m<sup>3</sup>N ) ・ 液化石油ガス</li> <li>浄化槽設備 ・ 有 ( ・ 合併処理 ・ 小規模合併処理 ) ・ 無</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>1. 工事仕様</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>1) 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁管理課の標準仕様書等による。ただし、○印の付いたものを適用する。</p> <p>○ 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) 最新版 (以下「標準仕様書」という。)</p> <p>・ 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) 最新版 (以下「改修標準仕様書」という。)</p> <p>○ 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) 最新版 (以下「標準図」という。)</p> <p>2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>1) 項目は、番号に 印の付いたものを適用する。</p> <p>2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は 印を適用する。○印 ○印の場合は共に適用する。</p>		建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法附令別表第一の区分	備考	公衆便所	木造	地上1階	8.32		新築																			建物別及び屋外		工事種別		工事種目	公衆便所			・空気調和設備				・換気設備				・排煙設備				・自動制御設備				・衛生器具設備				○給水設備	新設一式			○排水設備	新設一式			・給湯設備				・消火設備				・ガス設備				・厨房設備				・浄化槽設備				・雨水利用設備				・特殊ガス設備				○電気設備工事	電気設備工事の部による			○建築工事	建築工事の部による			空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気調和 ( ・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式 )</li> </ul>	調	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空調調和機</li> <li>パッケージ形空調調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機</li> <li>チリングユニット ・ 吸収冷温水機 ・ 吸収冷温水機ユニット</li> </ul>	設	<ul style="list-style-type: none"> <li>銅製ボイラー ・ 鉄製ボイラー</li> <li>温水発生機 ( ・ 真空式 ・ 無圧式 )</li> </ul>	備	<ul style="list-style-type: none"> <li>換気設備 ・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気</li> <li>排煙設備 ・ 機械排煙 ( ・ 有 ・ 無 ) 適用法規 ( ・ 建基法 ・ 消防法 )</li> <li>自動制御設備 ・ 自動制御方式 ( ・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式 )</li> </ul>	衛	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水方式 ・ 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ 水道直結増圧</li> </ul>	生	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水方式 建物内の汚水と雑排水 ( ・ 合流 ・ 分流 ) ポンプ排水 ・ 有 ( ・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水 ) ・ 無</li> <li>放汚水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽</li> <li>流 雑排水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹</li> <li>先排水槽 ・ 有 ( 計画容量、 m<sup>3</sup> ) ・ 無</li> </ul>	設	<ul style="list-style-type: none"> <li>給湯設備 ・ 有 ( ・ 局所式 ・ 中央式 ) ・ 無</li> <li>熱源 ( ・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油 )</li> <li>・ 屋内消火栓 ・ 連結送水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー</li> <li>・ 消防用水 ・ 泡消火 ・ 連結散水装置 ・ 粉末火装置</li> <li>・ 不活性ガス消火 ( ・ 窒素 ) ・ ハロゲン化物消火</li> <li>・ ブード等用簡易自動消火装置 ・ 無</li> </ul>	備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス設備 ・ 都市ガス 種別 ( MJ / m<sup>3</sup>N ) ・ 液化石油ガス</li> <li>浄化槽設備 ・ 有 ( ・ 合併処理 ・ 小規模合併処理 ) ・ 無</li> </ul>	<p>1) 国等による環境物品等の調達推進等に関する法律 (グリーン購入法) に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を軽減できる材料を優先的に調達するよう努めるものとする。</p> <p>2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次 から を満たすものとする。</p> <p>合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエテルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>接着剤は、可塑性 (フタル酸ジ - n - ブチル及びフタル酸ジ - 2 - エテルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を除く) が添加されていない材料を使用する。</p> <p>の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないが、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の 又は に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の 又は に該当する材料を指す。</p> <p>建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料</p> <p>建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料</p> <p>建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料</p> <p>1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>2) 別表 - 1 に示す機材等を使用する場合は次の から すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、から すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する資料を提出し監督職員の承認を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <p>品質及び性能に関する試験データを整理していること。</p> <p>生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>安定的な供給が可能であること。</p> <p>法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>31. 埋設表示</p> <p>32. 保温</p> <p>標準仕様書によるほか図面の箇所に設ける。</p> <p>1) 屋内露出 (一般居室、廊下) の外装は A1 ・ A2</p> <p>2) 冷媒管の保温外装は</p> <p>屋内露出 ・ 合成樹脂カバ ( a 1 ・ (イ ・ ロ) ) ・ 保温化粧ケース (耐候性樹脂製)</p> <p>屋外露出 ・ ステンレス鋼板 ( e 2 ・ (イ ・ ロ) ) ・ 保温化粧ケース</p> <p>屋外保温化粧ケースの材質 ・ 耐候性樹脂 ・ ステンレス鋼板 ・ 高耐食鋼板 (溶融亜鉛めっき)</p> <p>3) 標準仕様書以外で多選箇所の適用 ( 無 ) とする。</p> <p>4) 全熱交換機の機器外気側ダクト ( 給気側 ・ 排気側外壁より 1 m ) は、保温 ( 2.5 mm 厚 ) する。</p> <p>5) 厨房用排気ダクトの断熱 ( 壁内側 )</p> <p>・ I ・ (イ) ・ 又は h ・ (イ) ・ 行わない。</p> <p>6) 共同溝の保温種別は ( 配管 : ・ ) ・ ダクト : ・ ) とする。</p> <p>33. 塗装</p> <p>下記の部分を除き、原則として塗装 (標準仕様書第2編3.2による) を行う。</p> <p>亜鉛めっきされたもので、常時隠ぺいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラ・亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等施したもので、常時隠ぺいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム・亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの、(ただし、防食塗装部分を除く)</p> <p>塗装を施さない部分・箇所 倉庫 ・ 車庫 ・ 駐車場</p> <p>ただし、残りネジ部及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント2回塗を行う。</p> <p>「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別添1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>・ 内部足場 ( A、B、C、D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種 )</p> <p>・ 外部足場 ( D、E種 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ F種 )</p> <p>本工事に必要な工費用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。</p> <p>本工事で設置する。(規模及び仕上げの程度は現場説明書による)</p> <p>構内につくことが できる ・ できない</p> <p>1) 埋戻し土は 根切り土中の腐植土 (コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類</p> <p>2) 建設発生土は 構内敷きならし ・ 構内の指示ある場所に堆積</p> <p>○ 構外に搬出し適切に処理 (現場説明書)</p> <p>コンクリートの設計基準強度は 18 N / mm<sup>2</sup> 以上</p> <p>・ 図示による。</p> <p>36. 監督職員事務所</p> <p>37. 工費用設備</p> <p>38. 土工事</p> <p>39. コンクリート工事</p> <p>40. 耐震措置</p> <p>設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に行えばよいものとする。</p> <p>1) 設計用水平地震力は、機器の質量 (自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量) に、地域係数 ( ・ 1.0 ・ 0.9 ・ 0.8 ) と、次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>設計用標準水平震度</th> <th>特定の施設</th> <th>一般の施設</th> </tr> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>重要機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td> <td>防振設置機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>0.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振設置機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>地階・1階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防振設置機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </table> <p>上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3、13階建以上の場合は上層4階とする。</p> <p>中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。重要機器は次のものを示す。</p> <p>・ 給水機器 ( )</p> <p>・ 排水機器 ( )</p> <p>・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防災機器</p> <p>・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備</p> <p>・ 避難経路上に設置する機器</p> <p>2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。</p> <p>1) E M電線類で規格等の定めのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びE Mケーブルは標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。</p> <p>2) 電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。</p> <p>・ 施工に先立ち、改修工事関連部分 (施工部位により既存性能を損なうおそれのある部分) の事前確認を行い監督職員に報告書を提出する。</p> <p>・ 既存設備システムの前調査を行い監督職員に報告書を提出する。調査を行う前に監督職員に調査計画書を提出する。</p> <p>改修工事の対象となる既存設備システム</p> <p>・ 排水放流先 ・ 中央監視盤</p> <p>撤去する配管、ダクト (付属品含む) の保温材は、配管・ダクト等より分離する。</p> <p>はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は走査型理設物調 (電磁誘導法または電磁誘導法) とする。</p> <p>放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別添とする。</p> <p>図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。</p> <p>電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工事区分とする。</p> <p>( ) 書きの宣言は天井無しを示し、その他は天井ありを示す。</p> <p>特記事項に「図示による」とあるものは、別図 (機器・器具表、系統図、平面図等) を示す。</p> <p>(1) 工事竣工図書引渡し書 A4版 1部</p> <p>(2) 完成図書 (A4版) 4部</p> <p>(3) 諸官庁届出書類一覧表 (諸官庁届出書類 (正) 許可証 (正) 共) 1部</p>	設計用標準水平震度	特定の施設	一般の施設	設置場所	機器種別	重要機器	重要機器	重要機器	一般機器	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	屋上及び塔屋	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5		水槽類	2.0	0.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6		防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4		防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6		水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	<p>(4) 完成図面・施工図面二折製本 A3版 3部</p> <p>(5) 縮小完成図面・施工図面二折製本 A4版 3部</p> <p>(6) 工事記録写真 A4版 (工事記録写真カラ・サ・ビス版) 1部</p> <p>(完成写真カラ・サ・ビス版)</p> <p>(7) 運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの A4版製本部</p> <p>(8) 工事監理図書 A4版 部</p> <p>(9) 電子成果品 (電子納品) 部</p> <p>(10) 建物基本情報及び型式台帳 (監督員が指定する様式で作成) 部</p> <p>(11) その他監督員が必要と指示したものを 1式</p> <p>電子成果品を「営繕工事電子納品要領」(以下、要領という)に基づき作成する。</p> <p>(1) 工事管理力係 (2) 完成図・施工図 (3) 完成写真</p> <p>(4) 安全に関する資料 (協議) (5) 発生材料関係資料 (協議)</p> <p>電子納品対象データは同要領に基づくが、変更がある場合は監督職員との協議で決定する。</p> <p>(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。</p> <p>(2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。</p> <p>広島県工事中情報共有システム</p> <p>https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html</p> <p>(3) 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者 (以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。</p> <p>(4) 受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等を求められた場合、協力しなければならぬ。</p> <p>標準仕様書第1編1.4に基づいて適切に行うこと。</p> <p>工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。</p> <p>また各種別の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。</p> <p>約款第11条に規定する工事履行報告書は、工程写真、状況写真を添付して月1回提出する。</p> <p>(1) 本工事で発生した建設廃棄物は、広島県 (環境県民局) 及び保健所設置政令市 (広島市、呉市、福山市) が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設 (許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設) で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等 (選別を含む) により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則、県内処分)</p> <p>(2) 本工事における再資源化に要する費用 (運搬費を含む処分費) は、前記(1)に掲げる施設のうち受け入れ条件が合うものの中から、運搬費と処分費 (平日の受入費用) の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用 (単価) は変更しない。</p> <p>(3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場へ搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んで、設計図書の優先順位は次の順序とする。</p> <p>技術的説明事項 (追加説明、質問回答書を含む)</p> <p>特記仕様書 設計図面 標準仕様書・標準図</p> <p>官公署その他への手続き等</p> <p>建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に關し、常に緊密に連絡し、工事の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>工事中及び竣工後、下記に示す調査を行うため発注者より連絡があれば対応すること。</p> <p>公共事業労務費調査...工事中に実施 (調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等)</p> <p>契約不適合調査...建設工事請負契約約款第53条定める期間内</p> <p>現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示を設置する。</p> <p>○ 給水管接続...作業期間、交通誘導員を 1 名 (人/日) 配置すること。</p> <p>○ 説明書 (監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。)</p> <p>○ 工事名等の表示板 (900mm x 600mm) ・ 工事概要等の説明看板 (900mm x 600mm)</p> <p>○ 説明板 (監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明板を作成する。)</p> <p>地上物件、地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は、速やかに補修し、完全に復元するものとする。</p> <p>工事完成引渡後、施工または機器、材料の不備による故障は、約款第42条 (契約不適合) により2年間受注者の負担で完全に補修するものとする。</p> <p>工事完了後も予め監督職員の指示した日時までは受注者で管理し、各種公課に対する料金及び各種の被害 (火災、盗難、破損等) は一切受注者の負担とする。</p> <p>本工事は快速トイレモデル工事 (発注者指定型 ・ 受注者希望型) であり、「快速トイレモデル工事実行要領 (令和4年6月1日一部改正)」に基づき実施するものとする。</p> <p>快速トイレチェックシートの様式は、「広島県の調達情報」の「様式集&gt;建設工事関係」その他の契約関係の様式」に掲載している。</p> <p>また、安全検査まで提出するアンケートは、「広島県の調達情報」の「入札契約制度&gt;入札・契約制度関係要綱」に掲載している。</p>
建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法附令別表第一の区分	備考																																																																																																																																																																																				
公衆便所	木造	地上1階	8.32		新築																																																																																																																																																																																				
建物別及び屋外		工事種別																																																																																																																																																																																							
工事種目	公衆便所																																																																																																																																																																																								
・空気調和設備																																																																																																																																																																																									
・換気設備																																																																																																																																																																																									
・排煙設備																																																																																																																																																																																									
・自動制御設備																																																																																																																																																																																									
・衛生器具設備																																																																																																																																																																																									
○給水設備	新設一式																																																																																																																																																																																								
○排水設備	新設一式																																																																																																																																																																																								
・給湯設備																																																																																																																																																																																									
・消火設備																																																																																																																																																																																									
・ガス設備																																																																																																																																																																																									
・厨房設備																																																																																																																																																																																									
・浄化槽設備																																																																																																																																																																																									
・雨水利用設備																																																																																																																																																																																									
・特殊ガス設備																																																																																																																																																																																									
○電気設備工事	電気設備工事の部による																																																																																																																																																																																								
○建築工事	建築工事の部による																																																																																																																																																																																								
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気調和 ( ・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト併用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式 )</li> </ul>																																																																																																																																																																																								
調	<ul style="list-style-type: none"> <li>空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空調調和機</li> <li>パッケージ形空調調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調調和機</li> <li>チリングユニット ・ 吸収冷温水機 ・ 吸収冷温水機ユニット</li> </ul>																																																																																																																																																																																								
設	<ul style="list-style-type: none"> <li>銅製ボイラー ・ 鉄製ボイラー</li> <li>温水発生機 ( ・ 真空式 ・ 無圧式 )</li> </ul>																																																																																																																																																																																								
備	<ul style="list-style-type: none"> <li>換気設備 ・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気</li> <li>排煙設備 ・ 機械排煙 ( ・ 有 ・ 無 ) 適用法規 ( ・ 建基法 ・ 消防法 )</li> <li>自動制御設備 ・ 自動制御方式 ( ・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式 )</li> </ul>																																																																																																																																																																																								
衛	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水方式 ・ 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ 水道直結増圧</li> </ul>																																																																																																																																																																																								
生	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水方式 建物内の汚水と雑排水 ( ・ 合流 ・ 分流 ) ポンプ排水 ・ 有 ( ・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水 ) ・ 無</li> <li>放汚水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽</li> <li>流 雑排水 ・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹</li> <li>先排水槽 ・ 有 ( 計画容量、 m<sup>3</sup> ) ・ 無</li> </ul>																																																																																																																																																																																								
設	<ul style="list-style-type: none"> <li>給湯設備 ・ 有 ( ・ 局所式 ・ 中央式 ) ・ 無</li> <li>熱源 ( ・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油 )</li> <li>・ 屋内消火栓 ・ 連結送水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー</li> <li>・ 消防用水 ・ 泡消火 ・ 連結散水装置 ・ 粉末火装置</li> <li>・ 不活性ガス消火 ( ・ 窒素 ) ・ ハロゲン化物消火</li> <li>・ ブード等用簡易自動消火装置 ・ 無</li> </ul>																																																																																																																																																																																								
備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガス設備 ・ 都市ガス 種別 ( MJ / m<sup>3</sup>N ) ・ 液化石油ガス</li> <li>浄化槽設備 ・ 有 ( ・ 合併処理 ・ 小規模合併処理 ) ・ 無</li> </ul>																																																																																																																																																																																								
設計用標準水平震度	特定の施設	一般の施設																																																																																																																																																																																							
設置場所	機器種別	重要機器	重要機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																																				
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																																				
屋上及び塔屋	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																																																																																																				
	水槽類	2.0	0.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																																				
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																				
	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																																				
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																				
地階・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																																																																																																				
	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																				
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																				
区分	項目	特記事項	一級建築士事務所 広島県知事登録22 (1) 0497号	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率																																																																																																																																																																																
一般共通事項	<p>①. 施工図等</p> <p>2. 電気保安技術者の適用</p> <p>③. 施工条件</p> <p>④. 工安全計画書</p> <p>⑤. 発生材の処理等</p> <p>54. 建設廃棄物の処理も確認すること</p>	<p>施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。</p> <p>中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を ( ・ 適用 ・ 準用 ) する。</p> <p>現場説明書による。</p> <p>建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。</p> <p>引渡しを要するもの 有 ( ・ 機器類 ・ 金属類 ・ )</p> <p>・ 無</p> <p>特別管理産業廃棄物 有 ( ・ 配管用保温材 ・ )</p> <p>再生資源化を図るもの 有 ( ・ )</p> <p>・ 有 ( ・ )</p> <p>アスベスト含有設備資機材 (ガスケット、パッキン、たわみ継手等) は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。</p> <p>撤去機材等 (アスベスト類を含む) の搬出・処分費</p> <p>本工事 ・ 別途工事</p> <p>フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費</p> <p>本工事 ・ 別途工事</p>	<p>一級建築士事務所 広島県知事登録22 (1) 0497号</p> <p>岡田建築設計事務所</p> <p>一級建築士 第102449号 岡田文夫</p>	CH.	CH.	DR.	港町公園トイレ更新工事	M	A-3 : 100%																																																																																																																																																																																
特記事項	訂正事項						機械設備工事特記仕様書 (一般共通事項)	01	A-4 : 71%																																																																																																																																																																																



(機械設備)配置図 S=1/100

- 特記事項
- 給水管は耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)とする
  - 給水管の埋設深さはGL-300mmとする
  - 給水管埋戻し時、土被り150mm程度の深さに埋設表示用アルミテープを埋設すること
  - 排水管は硬質ポリ塩化ビニル管(VU)とする
  - 発生土は場内敷きならすこと
- 給水管  
 ———— 排水管  
 点線は既設配管を表す

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録22(1)0497号 <b>岡田 建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO.	DATE	SCALE	TITLE	NO.	図面縮小率
			CH.	CH.				
							(機械設備)配置図	02



(機械設備) 平面図 S=1/30

- 特記事項
- 給水管は耐衝撃硬質ポリ塩化ビニル管(HIVP)とする
  - 給水管の埋設深さはGL-300mmとする
  - 給水管埋戻し時、土被り150mm程度の深さに埋設表示用アルミテープを埋設すること
  - 排水管は硬質ポリ塩化ビニル管(VU)とする
  - 発生土は場内敷きならすこと
- 給水管  
 ———— 排水管  
 点線は既設配管を表す

特記事項	訂正事項	一級建築士事務所 広島県知事登録17(1)0497号 <b>岡田建築設計事務所</b> 一級建築士 第102449号 岡田文夫	JOB NO. CH.	DATE 2023.08. DR.	SCALE 1/30	TITLE 港町公園トイレ更新工事 NAME (機械設備) 平面図	NO. M 03	図面縮小率 A-3 : 100% A-4 : 71%
------	------	---	----------------	-------------------------	---------------	--	----------------	----------------------------------



工事費内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		



















建築工事 中科目別内訳

港町公園					
科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
仮設工事		1	式		
計					
基礎工事		1	式		
計					
解体工事	準備工	1	式		
解体工事	本体解体工	1	式		
解体工事	産業廃棄物運搬処分工	1	式		
計					
雑工事		1	式		
計					
木工事		1	式		
計					
金物工事		1	式		
計					
建具工事		1	式		











港町公園		基礎工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
根切り	ハックホ	7	m <sup>3</sup>			
埋戻し	ハックホ 0.28m <sup>3</sup> 購入土	1.5	m <sup>3</sup>			
発生土処分	L=12km以内 DT2 t 車	7	m <sup>3</sup>			
基礎砕石 t 120	RC-40	1.2	m <sup>3</sup>			
捨てコンクリート打設	0.85m <sup>3</sup>	1	式			
捨てコンクリート	空積割増 2m <sup>3</sup> 以下	1	車			
捨てコンクリート型枠	H=50mm 運搬共	12	m			
型枠組 (立ち上がり部)		10.5	m <sup>2</sup>			
防湿シート敷き		8.3	m <sup>2</sup>			
鉄筋	S D 295A D 10他	95	kg			
鉄筋加工・組立・運搬	S D 295A D 10他 工	95	kg			
アンカーボルトセット	M12 L=420	19	本			
コンクリート打設	F C -24N/mm <sup>2</sup> +6N	2.5	m <sup>3</sup>			
基礎コンクリート (ベース)	空積割増 2m <sup>3</sup> 以下	1	車			
基礎コンクリート (立ち上がり)	〃	1	車			









港町公園		雑工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
防腐処理	GL+1500、外周廻り	19.7	m <sup>2</sup>			
床排水トラフ ステンレス製	ノンスリップ仕様 L=2800	2.8	m			
木製柵	集成材 t=20 UC	1	枚			
ピクトサイン	ステンレス 1.5mm 200角	3	枚			
イヌマキ	H=4.0・C=0.6・W=3.0 伐採・伐根共	1	本			
クスノキ	H=1.5・W=0.6 伐採・伐根共	1	株			
クロガネモチ	伐採・伐根共	1	本			
ナンテン	伐採・伐根共	2	株			
サツキ	伐採・伐根共	6	株			
ユキヤナギ	H=0.4・C=0.3・W=3.0 伐採・伐根共	1	か所			
ユキヤナギ	H=0.4・C=0.3・W=1.55 伐採・伐根共	1	か所			
整地工	真砂土搬入	1	式			
運搬費	資機材等	1	式			
計						



港町公園		木工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
構造材	土台米松、桁類米松105巾、柱桧105角、端柄材	1	式			
化粧材、杉材	窓枠、見切り、廻り縁、広小舞	1	式			
構造用合板	屋根t=12	14	枚			
構造用合板	屋根t=9 910×3030	15	枚			
工場加工費		8.33	m <sup>2</sup>			
同上運搬費		1	式			
桧羽目板	UV塗装品、内装用t=12*1920*105	7	束			
天井化粧ケイカル板貼	t=12	8.33	m <sup>2</sup>			
耐水合板	羽目板下地、壁タイル下地 t=12	35	枚			
耐水ボード	9.5mm×910×1820	35	枚			
大工手間	面台部含む	8.33	m <sup>2</sup>			
金物	接合金物、ビス、接着剤	8.33	m <sup>2</sup>			
計						

港町公園		金物工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
屋根工事						
タテハ葺き	カラーガルバリウム鋼板 0.4mm	19	m <sup>2</sup>			
改質アスファルトルーフィング		19	m <sup>2</sup>			
軒先唐草	カラーガルバリウム鋼板 0.4mm	9.8	m			
ケラバ唐草	カラーガルバリウム鋼板 0.4mm	7.8	m			
樋・板金工事						
軒樋	角樋 (落ち葉止め:アルミメッシュ共)	4.9	m			
軒樋受け金物	メッキ品	10	か所			
落し口	集水器	1	か所			
縦樋	60φ	3.2	m			
エルボ		2	か所			
縦樋支持金物		3	か所			
計						









港町公園		外構工事					
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
水飲み	SD-DF-R1-0P-01	1	基				
同上 運搬費		1	基				
同上 設置費	基礎コンクリート等含む	1	式				
縁石撤去処分	一部再使用	9.2	m				
石積撤去処分	一部再使用	10.8	m				
土砂鋤取り	H=0.50	25.3	m <sup>2</sup>				
石段撤去処分	一部再使用 A=0.7m <sup>2</sup>	1	か所				
インターロッキング舗装撤去処分	一部再使用	31.4	m <sup>2</sup>				
アスファルトカッター		4.1	m				
縁石再取付		3.9	m				
石積再取付		12.5	m				
コンクリート舗装		20.6	m <sup>2</sup>				
インターロッキング舗装	撤去品再使用	28.6	m <sup>2</sup>				





港町公園		電気設備工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
照明器具	AH50657	3	台			
照明器具	LGWJ85110U	1	台			
分電盤	BQWB82342	1	面			
換気扇	FY-08PDL9D	1	個			
フード	FY-MF043	1	個			
自動点滅器	WTK2604(取付費含む)	2	個			
非常用回転灯	EA5501	1	個			
非常押しボタン	EK50	1	個			
操作ユニット	WTC58207W	1	個			
ブルボックス	150□*100 (SUS)	1	個			
EM-E E F ケーブル	2-3C 管内	24	m			
EM-E E F ケーブル	2-2C 管内	10	m			
EM-E E F ケーブル	1.6-2C 管内	36	m			
ケーブル	EM-CE5.5-2C	13	m			
ケーブル	IE20	15	m			

港町公園		電気設備工事				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
電線管	FEP30	8	m			
電線管	HIVE28	4	m			
電線管	HIVE 22	26	m			
電線管	HIVE16	22	m			
同上付属品		1	式			
異種管接続材	30-28	2	ヶ			
埋設シート	ダブル	8	m			
接地埋設標	ED	1	ヶ			
土工費		1	式			
支持材		1	式			
雑材消耗品		1	式			
電工労務費		1	式			
計						

港町公園		衛生器具設備工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
車いす対応防露便器	BC-220SK, DT-K250ML, CF-49AT	1	組			
紙巻器 (鍵付)	YH121MK	1	組			
多用途手摺 (L型タイプ)	KF-923AE70. KF-D25	1	組			
跳ね上げ式手すり	KF-471EH70. KF-D21	1	組			
車いす対応洗面器	L365APR. LF503. LF-3VK	1	組			
防錆化粧鏡	KF-4560A	1	式			
共用カップリング付き横水栓	703-J-13	2	個			
小便器	UF-321RM, UF-3SJ, KF-D21	1	組			
手洗い器	L-A74HC	1	組			
化粧鏡	KF-3545A	1	組			
消耗品及び雑材料		1	式			
器具取付費		1	式			
ハツリ補修費		1	式			
試運転調整費		1	式			
器具養生費		1	式			





港町公園		排水設備工事				
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
硬質塩化ビニール管	VU-100 屋外	18	m			
小口径柵設置工	150-100	6	組			
ホルソー受口	削孔・取付共	1	組			
雨水柵設置工	φ300	2	組			
側溝 削孔・補修		1	か所			
硬質塩化ビニール管	VP100 屋内	5	m			
硬質塩化ビニール管	VP75 屋内	2	m			
硬質塩化ビニール管	VP50 屋内	5	m			
床上掃除口	CVAT-100	2	個			
排水金具	T5A-50	2	個			
消耗品及び雑材料		1	式			
土工事 床掘・埋戻し共	18.0*0.6*0.7	7.6	m <sup>3</sup>			
ハツリ補修費		1	式			
計						



